

兵庫県公報

平成20年12月25日 木曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目 次

公 告	ページ
○ 人事行政の運営等の状況の公表について（人事課）	1

公 告

人事行政の運営等の状況の公表について

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年兵庫県条例第23号）第4条に基づき、兵庫県の人事行政の運営等の状況を別冊のとおり公表する。

平成20年12月25日

兵庫県知事 井戸 敏 三

人事行政の運営等の状況

平成20年12月

兵庫県

目 次

【兵庫県人事行政の運営の状況】

I 職員の任免の状況	4
II 職員の給与・定員管理等の状況	5
III 職員の勤務時間及びその他の勤務条件の状況	24
IV 職員の分限及び懲戒処分の状況	26
V 職員のサービスの状況	27
VI 職員の研修の状況	28
VII 職員の勤務成績の評定の状況	37
VIII 職員の福祉及び利益の保護の状況	38
[参考]	40

【兵庫県人事委員会の業務の運営の状況】

I 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況	54
II 職員の競争試験及び選考の状況	57
III 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況	66
IV 職員に対する不利益な処分についての不服申立ての状況	66

【兵庫県人事行政の運営の状況】

I 職員の任免の状況

1 職員の採用状況

(1) 採用試験

(平成19年度)

区 分	上 級	中 級	初 級	経験者	計
一 般 行 政 職	121 人	8 人	25 人	7 人	161 人
一 般 事 務 職	30 人	0 人	8 人	4 人	42 人
警 察 事 務 職	13 人	0 人	4 人	0 人	17 人
教 育 事 務 職	4 人	0 人	1 人	0 人	5 人
小 中 学 校 事 務 職	11 人	0 人	11 人	0 人	22 人
そ の 他 技 術 職	63 人	8 人	1 人	3 人	75 人
技 能 労 務 職	—	—	—	—	0 人
教 育 職	978 人	—	—	—	978 人
警 察 職	364 人	—	203 人	—	567 人
計	1,463 人	8 人	228 人	7 人	1,706 人

※教育職については、大卒相当を上級の欄に記載

(2) 採用選考

(平成19年度)

区 分	知事部局	教育委員会	警察本部	病院局	計
行 政 職	45 人	43 人	6 人	6 人	100 人
医 師 ・ 歯 科 医 師 職	2 人	0 人	0 人	23 人	25 人
研 究 職	2 人	0 人	2 人	0 人	4 人
警 察 職	—	—	47 人	—	47 人
計	49 人	43 人	55 人	29 人	176 人

2 職員の退職状況

(平成19年度)

区 分	普通退職	勸奨退職	定年退職	退職手当 支給者数合計	退職者数合計
一 般 職 員	241人	159人	468人	868人	909人
うち技能労務職員	2人	7人	48人	57人	57人
教 育 公 務 員	184人	532人	1,116人	1,832人	2,010人
警 察 官	84人	150人	294人	528人	650人
計	509人	841人	1,878人	3,228人	3,569人

II 職員の給与・定員管理等の状況

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (平成19年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成18年度の 人件費率
平成19年度	人 5,582,230	千円 1,986,664,670	千円 65,726	千円 638,087,316	% 32.1	% 29.0

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成19年度	人 58,302	千円 278,143,212	千円 66,079,021	千円 120,029,574	千円 464,251,807	千円 7,963

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は平成19年4月1日現在の人数である。

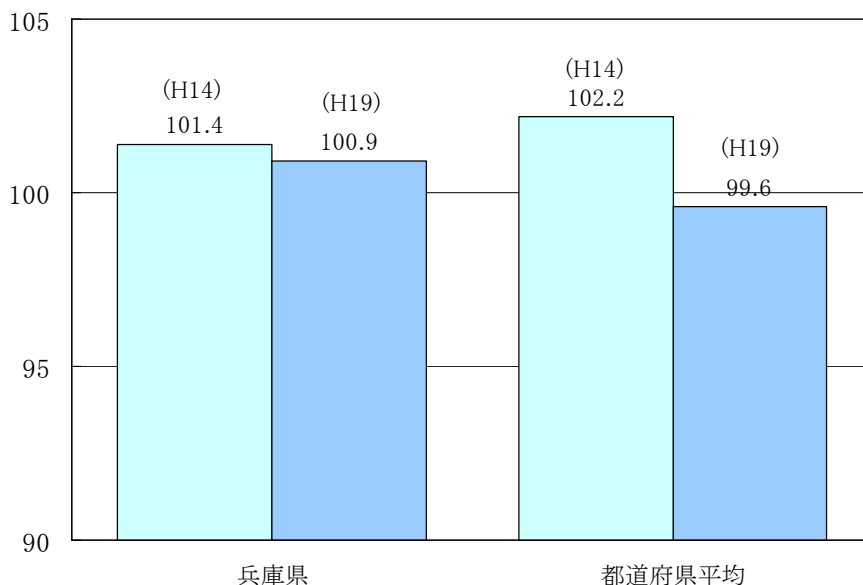
(3) 特記事項

給与の抑制措置

	一般職	特別職
平成12年度	<ul style="list-style-type: none"> 初任給基準の引下げ 管理職手当の3%減額措置 期末手当独自0.3月分引下げ（単年度） 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額 <ul style="list-style-type: none"> 知事 : 10%減額 副知事 : 7%減額 出納長、教育長等 : 5%減額 その他 : 3%減額 期末手当の支給内容を国準拠に改正 (4.95月→3.75月)
平成13年度	<ul style="list-style-type: none"> 12月昇給延伸の実施 管理職手当の3%減額措置(継続) 期末手当独自0.1月分引下げ(単年度) 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額(継続) 期末手当独自0.15月分引下げ(単年度)
平成14年度	<ul style="list-style-type: none"> 12月昇給延伸の実施(継続) 管理職手当の3%減額措置(継続) 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額(継続)
平成15年度	<ul style="list-style-type: none"> 12月昇給延伸の実施(継続) 管理職手当の3%減額措置(継続) 退職手当の見直し(支給率の見直し) 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額(継続) 退職手当の減額 (知事・副知事・出納長 : 10%減額)
平成16年度	<ul style="list-style-type: none"> 12月昇給延伸の実施(継続) 管理職手当の10%減額措置 退職時特別昇給の廃止 旅費の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額(継続) 退職手当の減額(継続) 期末手当の減額 <ul style="list-style-type: none"> 知事 : 10%減額 副知事 : 7%減額 出納長、教育長等 : 5%減額 その他 : 3%減額
平成17年度	<ul style="list-style-type: none"> 12月昇給延伸の実施(継続) 管理職手当の10%減額措置(継続) 昇給停止年齢の引下げ 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額(継続) 退職手当の減額(継続) 期末手当の減額(継続)

	一般職	特別職												
平成18年度	<ul style="list-style-type: none"> 管理職手当の10%減額措置(継続) 特殊勤務手当の見直し (月額手当の日額化、手当の廃止・統合、対象業務の見直し) 給料表の見直し(平均4.8%引下げ等) 昇給制度の見直し (査定昇給の導入、55歳昇給抑制措置の導入、枠外昇給制度の廃止等) 地域手当の新設 退職手当の見直し (支給率の見直し、調整額の新設) 勤勉手当への勤務実績の反映 <p>※12月昇給延伸については平成17年度で終了</p>	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額(継続) 退職手当の減額(継続) 期末手当の減額(継続) 												
平成19年度	<ul style="list-style-type: none"> 管理職手当の10%減額措置(継続) 特殊勤務手当の見直し 勤勉手当への勤務実績の反映 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額(継続) 退職手当の減額(継続) 期末手当の減額(継続) 												
平成20年度 (12月現在)	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額 行政職は次のとおり減額(他の職種も行政職との均衡により減額) <p>【管理職】</p> <ul style="list-style-type: none"> 部長・局長級 : 9%減額 課長級 : 8%減額 副課長級 : 6%減額 <p>【一般職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> 主任専門員級 : 5%減額 係長・主査・主任級 : 4.8%減額 若手職員 : 4.5%減額 <p>※地域手当の2%引下げ含む。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>見直し前</th> <th>見直し後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級地</td> <td>10%</td> <td>8%</td> </tr> <tr> <td>2級地</td> <td>7%</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>3級地</td> <td>5%</td> <td>3%</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 期末・勤勉手当の減額 役職加算・管理職加算を減額することにより、役職に応じて3%~16%減額 (役職加算率) 20%→10% 10%→6% 15%→7.5% 5%→4% (管理職加算率) 20%→10% 15%→7.5% 10%→5% 管理職手当の減額 管理職全員 10%減額 → 20%減額 初任給基準の引下げ 全職種 2号給引下げ 昇格基準の見直し 行政職3級及び4級について、昇格基準を2年間延伸 	区分	見直し前	見直し後	1級地	10%	8%	2級地	7%	5%	3級地	5%	3%	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額 <ul style="list-style-type: none"> 知事 : 20%減額 副知事 : 15%減額 教育長等 : 10%減額 防災監等 : 7%減額 地域手当の見直し 2%引下げ (10%→8%) 期末手当の減額 <ul style="list-style-type: none"> 知事 : 30%減額 副知事 : 28%減額 教育長等 : 26%減額 防災監等 : 25%減額 <p>※基本額の減額、役職に応じた加算の減額、+0.05月改定見送り等による減額</p> <ul style="list-style-type: none"> 退職手当の減額 <ul style="list-style-type: none"> 知事 : 約20%減額 (支給割合の10%減額を含む) 副知事 : 約20%減額 (支給割合の10%減額を含む) <p>(参考) 議員報酬月額減額 県議会においても、行財政構造改革への取組みを踏まえ、当分の間、議員の報酬月額等を次のとおり減額する措置が講じられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 議長 : 報酬月額10%減額 加算額25%減額 副議長 : 報酬月額10%減額 加算額25%減額 議員 : 報酬月額10%減額
区分	見直し前	見直し後												
1級地	10%	8%												
2級地	7%	5%												
3級地	5%	3%												

(4) ラスパイレス指数の状況 (5年前との比較・各年4月1日現在)



(注) ラスパイレス指数とは国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

(5) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
平成19年度	425,798円	425,933円	△135円 (△0.03%)	改定見送り (0%)	改定見送り (0%)	改定見送り (0%)

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給

区 分	人事委員会の勧告				年間支給 月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月額 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
平成19年度	4.49月	4.45月	0.04月	引上げ改定 (0.05月)	4.47月 (管理職4.45月)	4.50月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成20年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
兵 庫 県	44.4歳	350,132円	449,187円	401,950円
国	41.1歳	325,113円	—	387,506円

②技能労務職

区 分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
兵 庫 県	48.6歳	1,053人	338,110円	405,908円	373,947円
うち保安員	44.11歳	41人	324,168円	412,394円	375,473円
うち用務員	51.2歳	352人	346,135円	411,051円	378,339円
うち自動車運転員	48.6歳	112人	331,376円	406,404円	373,923円

③高等学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
兵 庫 県	46.1歳	411,125円	487,599円

④中学校・小学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
兵 庫 県	44.4歳	387,571円	452,407円

⑤警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
兵 庫 県	39.7歳	333,664円	465,354円	378,815円

- (注) 1 「平均給料月額」とは平成20年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、超過勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には超過勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況

(平成20年4月1日現在)

区 分		兵 庫 県	国
一般行政職	大学卒	174,330円 (178,800円)	181,200円
	高校卒	140,888円 (144,500円)	140,100円
技能労務職	高校卒	137,280円 (140,800円)	137,200円
高等学校教育職	大学卒	194,708円 (199,700円)	—
	短大卒	172,770円 (177,200円)	—
中学校・小学校教育職	大学卒	194,708円 (199,700円)	—
	短大卒	172,770円 (177,200円)	—
警 察 職	大学卒	197,535円 (202,600円)	203,100円
	高校卒	166,043円 (170,300円)	158,100円

(注) () 内は、減額措置を行う前の金額である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (平成20年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	259,602 円	320,612 円	360,964 円
	高校卒	222,762 円	263,191 円	318,939 円
技能労務職	高校卒	230,450 円	271,303 円	311,772 円
高等学校 教育職	大学卒	306,150 円	360,736 円	400,697 円
	短大卒	273,342 円	322,716 円	355,172 円
中学校・ 小学校 教育職	大学卒	311,226 円	365,556 円	395,753 円
	短大卒	276,902 円	328,914 円	375,728 円
警 察 職	大学卒	300,914 円	344,118 円	380,084 円
	高校卒	255,400 円	306,706 円	349,080 円

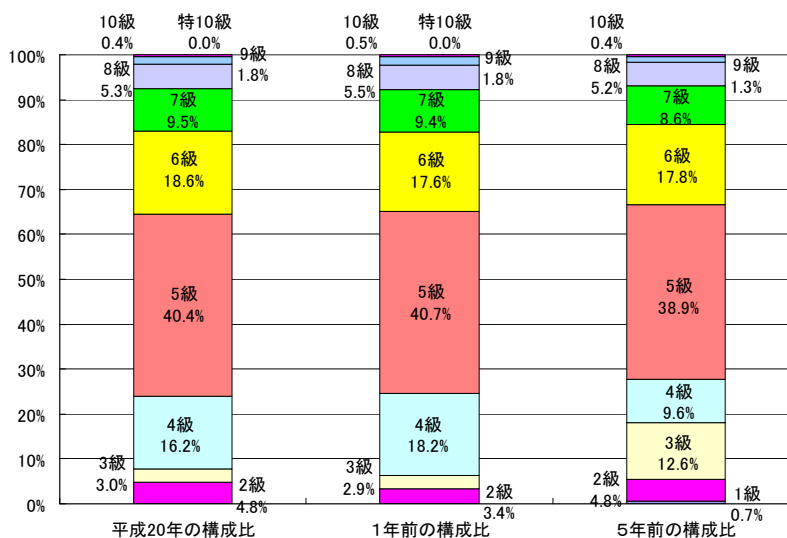
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (平成20年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容		職員数	構成比
特10級	理事		1人	0.0%
10級	部長、局長	県民局長	40人	0.4%
9級	局長	県民局の副局長、部長	162人	1.8%
8級	課長	地方機関の長	474人	5.3%
7級	副課長、主幹	地方機関の副所長、主幹	852人	9.5%
6級	課長補佐、係長	地方機関の課長	1,672人	18.6%
5級	主査	地方機関の課長補佐	3,631人	40.4%
4級	主任		1,456人	16.2%
3級	職員		269人	3.0%
2級	職員		426人	4.8%

- (注) 1 本県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数(給与実態調査ベース)である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

職員数の構成比の推移



- (注) 平成18年度に1級～10級から2級～特10級に変更している。
 (旧3級及び4級を現行4級に統合、旧10級より上位に特10級を設けた。)

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

兵 庫 県			国		
1人当たり平均支給額 (19年度決算) 2,023 千円			—		
(19年度支給割合)			(19年度支給割合)		
	期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
一般職員	3.0 月分	1.47 月分 (管理職 1.45 月分)	一般職員	3.0 月分	1.5 月分
特定幹部職員	2.6 月分	1.85 月分	特定幹部職員	2.6 月分	1.9 月分
再任用職員	1.6 月分	0.75 月分	再任用職員	1.6 月分	0.75 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%			(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%		

(2) 退職手当

(平成20年4月1日現在)

兵 庫 県			国		
(支給率)	自己都合	定年・勸奨	(支給率)	自己都合	定年・勸奨
勤続20年	23.5 月分	30.55月分	勤続20年	23.5 月分	30.55月分
勤続25年	33.5 月分	41.34月分	勤続25年	33.5 月分	41.34月分
勤続35年	47.5 月分	59.28月分	勤続35年	47.5 月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置 定年前早期退職の特例措置 2～20%加算			その他の加算措置 定年前早期退職の特例措置 2～20%加算		
1人当たり平均支給額		4,506千円 27,613千円	1人当たり平均支給額		— —

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成19年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成20年4月1日現在)

支給実績 (平成19年度決算)		23,284,795 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成19年度決算)		406,494 円		
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度 (支給率)	
			20年度	22年度の 制度完成時
神戸市 尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 東京都特別区 明石市、川西市に所在する事務所等のうち人事委員会が定める事務所等	31,662 人	8%	16、13、12、 10、6%	18、15、12、 10、6%
姫路市 明石市 川西市	5,287 人	5%	4、3%	6、3%
上記以外の市町	20,333 人	3%	4、3、0%	6、3、0%

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

(4) 特殊勤務手当 (平成20年4月1日現在)

支給実績（平成19年度決算）	2,206,463千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成19年度決算）	100,641 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成19年度）	37.6 %
手 当 の 種 類（手当数）	52
手 当 の 詳 細	P.40 参照

(注) 支給の根拠となる条例が異なる類似の手当は手当数から除いている。

(5) 超過勤務手当

支給実績（平成19年度決算）	7,173,636 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成19年度決算）	123 千円
支給実績（平成18年度決算）	7,439,419 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）	127 千円

(6) その他の手当 (平成20年4月1日現在)

手当名	内 容	支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (19年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (19年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者 13,000円/月 配偶者以外の扶養親族 6,500円/月 職員に配偶者がいない場合は、職員の扶養親族のうち1人 11,000円/月 ※16歳から満22歳までの扶養親族たる子に係る加算額1人につき5,000円/月加算	同	—	千円 7,376,542	円 244,070
住居手当	自ら居住するための住宅等を借り受け、家賃等を支払っている職員又はその所有に係る住宅に居住する職員で世帯主であるもの等に支給	【借家・借間居住者】 ・家賃23,000円以下 家賃-12,000円 ・家賃23,000円超 57,000円以下 家賃(家賃額-23,000円) ×1/2+11,000円 ・家賃57,000円超 月額 28,000円(支給限度額)	異	国は支給限度額 27,000円	千円 3,503,491	円 108,296
		【持家居住者】 3,500円/月	異	国は取得後5年間まで 2,500円		
初任給調整手当	医師等、採用による欠員の補充が困難である職に採用された職員等に支給	採用困難の程度等を考慮して定める職の区分及び採用の日以後の期間の区分に応じて支給 上限額：268,500円/月 48,000円を別途加算	異	国上限額 306,900円	千円 90,484	円 1,885,083

手当名	内 容	支給単価	国の制度との異 同	国の制度と異なる内 容	支給実績 (19年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (19年度決算)
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用している職員又は自動車等を使用している職員等に支給	【公共交通機関利用者】 6箇月定期等廉価な価額による運賃等相当額 最高支給限度額：59,000円	異	国上限額 55,000円	千円 7,988,373	円 153,295
		【交通用具使用者】 通勤距離に応じて支給 自動車 6km未満 4,100円/月～ (上限額55,000円)	異	国上限額 24,500円		
単身赴任手当	公署を異にする異動等を伴い単身で生活することとなった職員に対して支給	月額 23,000円+加算額 加算額は、配偶者住居との距離に応じて6,000～45,000円/月	同	—	千円 117,422	円 326,172
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して支給	39,700～139,300円/月 職責に応じた定額	同	—	千円 3,269,241	円 780,621
農林漁業普及指導手当	農林漁業の普及指導に関する事務に従事する職員に支給	給料月額に12/100又は8/100(管理職についてはこれらの1/2)を乗じた額			千円 146,862	円 470,712
特地勤務手当	離島その他の生活の著しく不便な地に所在する事務所等に勤務する職員に対して支給	給料及び扶養手当の月額に対して、4/100～25/100までの範囲で、公署の区分に応じた一定率を乗じて得た額	同	—	千円 31,048	円 352,818
へき地手当	交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地又は離島に所在する学校又はこれに準ずる学校等に勤務する職員に対して支給	給料及び扶養手当の月額に対して、4/100～25/100までの範囲で、学校の区分に応じた一定率を乗じて得た額			千円 207,644	円 214,286
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月までの各月の初日において旧美方郡村岡町及び美方町並びにそれら均衡上必要があると認められる事務所にて在籍する職員に対して支給	扶養親族のある世帯主である職員：17,800円/月 扶養親族のない世帯主である職員：10,200円/月 その他職員：7,360円/月	同	—	千円 17,502	円 12,413
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に対して支給	勤務した時間1時間につき、勤務時間1時間当たりの給与額に25/100を乗じた額	同	—	千円 1,003,376	円 200,604

手当名	内 容	支給単価	国の制度との異 同	国の制度と異なる内 容	支給実績 (19年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (19年度決算)
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対して支給	4,200円/1回 (職種、勤務内容により増減あり)	同	—	千円 1,305,089	円 269,368
管理職員特別勤務手当	管理職手当を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日等に勤務した場合に支給	4,000円～12,000円/回	同	—	千円 389	円 11,441
定時制通信教育手当	高等学校で本務として定時制又は通信教育に従事する教育職員等に支給	給料月額に10/100を乗じた額(管理職手当を受ける者には8/100)			千円 277,869	円 576,491
産業教育手当	高等学校で農業、水産又は工業に関する産業教育に従事する教育職員に支給	給料月額に10/100を乗じた額			千円 301,178	円 497,814
義務教育等教員特別手当	小学校・中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校又は養護学校に勤務する教育職員に支給	上限額：20,700円/月 職務の級号給に応じた定額			千円 6,550,185	円 193,500

5 特別職の報酬等の状況

(平成20年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等
給 料	知 事	1,128,000 円 (1,410,000 円)
	副 知 事	943,500 円 (1,110,000 円)
報 酬	議 長	994,500 円 (1,140,000円)
	副 議 長	919,500 円 (1,040,000円)
	議 員	837,000 円 (930,000円)
期 末 手 当	知 事	(19年度支給割合) 6月期 1.60 月
	副 知 事	12月期 1.75 月 計 3.35 月
退 職 手 当	知 事	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 給料月額×在職月数×0.63 42,638,400円 任期ごと
	副 知 事	給料月額×在職月数×0.45 23,976,000円 任期ごと

- (注) 1 給料は平成12年度より知事10%、副知事7%減じており、平成20年度は減額幅をそれぞれ20%、15%に拡大している。()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 平成19年6月及び12月に支給した期末手当は、知事10%、副知事7%を上記の割合で計算した額から減額している。なお、平成20年度は、役職に応じた加算割合を45%から15%へ減じている。
 3 平成15年度より退職手当の支給率について10%減じており、平成20年度は、支給割合についても10%減じていることから、併せて約20%の減額となる。
 4 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

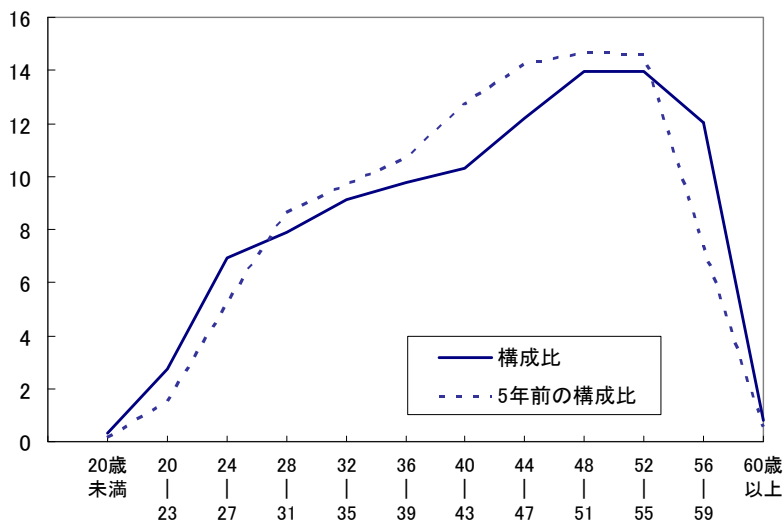
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成19年	平成20年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	56	55	△ 1	<ul style="list-style-type: none"> ・事務事業の見直し、組織の統廃合 ・のじぎく療育センターの廃止 ・県立厚生専門学院の廃止
		総 務	1,729	1,668	△ 61	
		税 務	679	657	△ 22	
		民 生	644	550	△ 94	
		衛 生	1,129	1,099	△ 30	
		労 働	256	243	△ 13	
		農林水産	1,448	1,404	△ 44	
		商 工	315	315	0	
		土 木	2,023	1,956	△ 67	
	計	8,279	7,947	△332	参考：人口10万人当たり職員数142.4人	
	教育部門	37,699	37,366	△333	生徒数減少に伴う教員減	
	警察部門	12,325	12,321	△ 4	警察事務の見直しに伴う警察事務職員の減	
	小 計	58,303	57,634	△669	参考：人口10万人当たり職員数1,032.5人	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病 院	4,643	4,680	37	<ul style="list-style-type: none"> ・診療体制の強化 ・事務事業の見直し、組織の統廃合 	
	水 道	65	62	△ 3		
	下 水 道	37	35	△ 2		
	そ の 他	182	175	△ 7		
	小 計	4,927	4,952	+25		
合 計		63,230 [68,523]	62,586 [67,934]	△644 [△589]	参考：人口10万人当たり職員数1,121.1人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況



(平成20年4月1日現在)

区 分	20歳 未満	20歳 ~ 23歳	24歳 ~ 27歳	28歳 ~ 31歳	32歳 ~ 35歳	36歳 ~ 39歳	40歳 ~ 43歳	44歳 ~ 47歳	48歳 ~ 51歳	52歳 ~ 55歳	56歳 ~ 59歳	60歳 以上	計
職員数	196人	1,709人	4,322人	4,939人	5,702人	6,124人	6,456人	7,630人	8,742人	8,724人	7,538人	504人	62,586人

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

① 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

	平成17年4月1日 職員数 (a)	平成22年4月1日 職員数 (b)	純減数 (b-a)	純減率 (b-a)/(a)%
一般行政部門	8,633	7,159	△1,474	△17.1%
教育部門	38,091	37,462	△ 629	△ 1.7%
警察部門	12,029	12,295	266	2.2%
普通会計計	58,753	56,916	△1,837	△ 3.1%
公営企業等会計	4,996	4,838	△ 158	△ 3.2%
総 計	63,749	61,754	△1,995	△ 3.1%

② 定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

（各年4月1日現在）

区 分		17年 計画始期	18年 1年目	19年 2年目	20年 3年目	計	(参考) 17年～22年 数値目標
一般行政	職員数	8,633	8,513	8,279	7,947	—	7,159
	増 減		△120	△234	△332	△686 (46.5%)	△1,474
教 育	職員数	38,091	37,897	37,699	37,366	—	37,462
	増 減		△194	△198	△333	△725 (115.3%)	△ 629
警 察	職員数	12,029	12,200	12,325	12,321	—	12,295
	増 減		171	125	△ 4	292 (109.8%)	266
公営企業 等会計	職員数	4,996	4,934	4,927	4,952	—	4,838
	増 減		△62	△7	25	△44 (27.8%)	△ 158
計	職員数	63,749	63,544	63,230	62,586	—	61,754
	増 減		△205	△314	△644	△1,163 (58.3%)	△1,995

- (注) 1 計画期間は17年～22年の5年間である。
 2 (%)内の数値は数値目標に対する進捗率を示す。
 3 増減は各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

7 公営企業職員の状況

(i) 企業庁の状況

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成18年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成19年度	千円 34,670,720	千円 △1,283,615	千円 2,245,871	% 6.5	% 6.2

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たりの 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成19年度	人 214	千円 966,700	千円 277,267	千円 430,650	千円 1,674,617	千円 7,825

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数は平成20年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項
給与の抑制措置

	一般職	特別職（公営企業管理者）												
平成12年度	<ul style="list-style-type: none"> ・初任給基準の引下げ ・管理職手当の3%減額措置 ・期末手当独自0.3月分引下げ（単年度） 	<ul style="list-style-type: none"> ・給料の減額：5%減額 ・期末手当の支給内容を国準拠に改正（4.95月→3.75月） 												
平成13年度	<ul style="list-style-type: none"> ・12月昇給延伸の実施 ・管理職手当の3%減額措置（継続） ・期末手当独自0.1月分引下げ（単年度） 	<ul style="list-style-type: none"> ・給料の減額（継続） ・期末手当独自0.15月分引下げ（単年度） 												
平成14年度	<ul style="list-style-type: none"> ・12月昇給延伸の実施（継続） ・管理職手当の3%減額措置（継続） 	<ul style="list-style-type: none"> ・給料の減額（継続） 												
平成15年度	<ul style="list-style-type: none"> ・12月昇給延伸の実施（継続） ・管理職手当の3%減額措置（継続） ・退職手当の見直し（支給率の見直し） 	<ul style="list-style-type: none"> ・給料の減額（継続） 												
平成16年度	<ul style="list-style-type: none"> ・12月昇給延伸の実施（継続） ・管理職手当の10%減額措置 ・退職時特別昇給の廃止 ・旅費の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・給料の減額（継続） ・期末手当の減額：5%減額 												
平成17年度	<ul style="list-style-type: none"> ・12月昇給延伸の実施（継続） ・管理職手当の10%減額措置（継続） ・昇給停止年齢の引下げ 	<ul style="list-style-type: none"> ・給料の減額（継続） ・期末手当の減額（継続） 												
平成18年度	<ul style="list-style-type: none"> ・管理職手当の10%減額措置（継続） ・特殊勤務手当の見直し（対象業務の見直し） ・給料表の見直し（平均4.8%引下げ等） ・昇給制度の見直し（査定昇給の導入、55歳昇給抑制措置の導入、枠外昇給制度の廃止等） ・地域手当の新設 ・退職手当の見直し（支給率の見直し、調整額の新設） ・勤勉手当への勤務実績の反映 <p>※12月昇給延伸については平成17年度で終了</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・給料の減額（継続） ・期末手当の減額（継続） 												
平成19年度	<ul style="list-style-type: none"> ・管理職手当の10%減額措置（継続） ・勤勉手当への勤務実績の反映 	<ul style="list-style-type: none"> ・給料の減額（継続） ・期末手当の減額（継続） 												
平成20年度 （12月現在）	<ul style="list-style-type: none"> ・給料の減額 <p>行政職は次のとおり減額（他の職種も行政職との均衡により減額）。</p> <p>【管理職】</p> <ul style="list-style-type: none"> 部長・局長級 : 9%減額 課長級 : 8%減額 副課長級 : 6%減額 <p>【一般職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> 主任専門員級 : 5%減額 係長・主査・主任級 : 4.8%減額 若手職員 : 4.5%減額 <p>※地域手当の2%引下げ含む。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>見直し前</th> <th>見直し後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級地</td> <td>10%</td> <td>8%</td> </tr> <tr> <td>2級地</td> <td>7%</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>3級地</td> <td>5%</td> <td>3%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	見直し前	見直し後	1級地	10%	8%	2級地	7%	5%	3級地	5%	3%	<ul style="list-style-type: none"> ・給料月額減額 10%減額 ・地域手当の見直し 2%引下げ（10%→8%） ・期末手当の減額 26%減額 <p>※基本額の減額、役職に応じた加算の減額、+0.05月改定見送り等による減額</p>
区分	見直し前	見直し後												
1級地	10%	8%												
2級地	7%	5%												
3級地	5%	3%												

	一般職	特別職（公営企業管理者）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 期末・勤勉手当の減額 役職加算・管理職加算を減額することにより、役職に応じて3%～16%減額 (役職加算率) 20%→10% 10%→6% 15%→7.5% 5%→4% (管理職加算率) 20%→10% 15%→7.5% 10%→5% ・ 管理職手当の減額 管理職全員 10%減額 → 20%減額 ・ 初任給基準の引下げ 全職種 2号給引下げ ・ 昇格基準の見直し 行政職3級及び4級について、昇格基準を2年間延伸 	

② 職員の平均年齢、基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成20年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
兵庫県（企業庁）	45.7 歳	409,223 円	630,175 円

(注) 基本給には扶養手当と地域手当を含む。平均月収額には期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

兵庫県（企業庁）			兵庫県（一般行政職）		
1人当たり平均支給額（平成19年度決算） 2,012 千円			1人当たり平均支給額（19年度決算） 2,023 千円		
（19年度支給割合）			（19年度支給割合）		
	期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
一般職員	3.0 月分	1.47 月分 (管理職 1.45 月分)	一般職員	3.0 月分	1.47 月分 (管理職 1.45 月分)
特定幹部職員	2.6 月分	1.85 月分	特定幹部職員	2.6 月分	1.85 月分
再任用職員	1.6 月分	0.75 月分	再任用職員	1.6 月分	0.75 月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 10～25%			（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 10～25%		

イ 退職手当

(平成20年4月1日)

兵庫県（企業庁）			兵庫県（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	定年・勸奨	（支給率）	自己都合	定年・勸奨
勤続20年	23.5 月分	30.55月分	勤続20年	23.5 月分	30.55月分
勤続25年	33.5 月分	41.34月分	勤続25年	33.5 月分	41.34月分
勤続35年	47.5 月分	59.28月分	勤続35年	47.5 月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置 定年前早期退職の特例加算 2～20%			その他の加算措置 定年前早期退職の特例措置 2～20%加算		
1人当たり平均支給額	— 千円	26,469千円	1人当たり平均支給額	4,506千円	27,613千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は平成19年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(平成20年4月1日現在)

支給実績 (平成19年度決算)		94,611 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成19年度決算)		442,107 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
神戸市 尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 東京都特別区 明石市、川西市に所在する 事務所等のうち人事委員会 が定める事務所等	8 %	144人	8 %
姫路市 明石市 川西市	5 %	26人	5 %
上記以外の市町	3 %	44人	3 %

エ 特殊勤務手当

(平成20年4月1日現在)

支給実績 (19年度決算)	2,517 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (19年度決算)	41,950 円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (19年度)	28.0 %
手当の種類 (手当数)	7
手当の詳細	P. 46 参照

オ 超過勤務手当

支給実績 (18年度決算)	54,098 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (18年度決算)	243 千円
支給実績 (19年度決算)	41,648 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (19年度決算)	195 千円

カ その他の手当

(平成20年4月1日現在)

手当名	内容及び 支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の 制度と異なる 内容	支給実績 (19年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (19年度決算)
扶 養 手 当	一般行政職と 同じ	同	-	40,016 千円	242,522 円
住 居 手 当				11,809 千円	76,682 円
通 勤 手 当				45,176 千円	232,867 円
単身赴任手当				348 千円	348,000 円
管 理 職 手 当				37,040 千円	861,400 円
特 地 勤 務 手 当				906 千円	453,243 円
寒 冷 地 手 当				140 千円	70,000 円
夜 勤 手 当				3,056 千円	190,988 円
管理職員特別 勤務手当				0 千円	0 円

(2) 病院事業の状況

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成18年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成19年度	千円 88,036,715	千円 △ 4,479,518	千円 44,637,552	% 50.7	% 50.5

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たりの 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B	
平成19年度	人 4,313	千円 17,988,676	千円 7,300,459	千円 7,787,981	千円 33,077,116	千円 7,669

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成20年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

給与の抑制措置

	一般職	特別職（病院事業管理者）
平成14年度	<ul style="list-style-type: none"> 12月昇給延伸の実施 管理職手当の3%減額措置 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額：5%減額
平成15年度	<ul style="list-style-type: none"> 12月昇給延伸の実施（継続） 管理職手当の3%減額措置（継続） 退職手当の見直し（支給率の見直し） 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額（継続）
平成16年度	<ul style="list-style-type: none"> 12月昇給延伸の実施（継続） 管理職手当の10%減額措置 退職時特別昇給の廃止 旅費の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額（継続） 期末手当の減額：5%減額
平成17年度	<ul style="list-style-type: none"> 12月昇給延伸の実施（継続） 管理職手当の10%減額措置（継続） 昇給停止年齢の引下げ 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額（継続） 期末手当の減額（継続）
平成18年度	<ul style="list-style-type: none"> 管理職手当の10%減額措置（継続） 特殊勤務手当の見直し （月額手当の日額化、手当の廃止・統合、対象業務の見直し） 給料表の見直し（平均4.8%引下げ等） 昇給制度の見直し （査定昇給の導入、55歳昇給抑制措置の導入、枠外昇給制度の廃止等） 地域手当の新設 退職手当の見直し （支給率の見直し、調整額の新設） 勤勉手当への勤務実績の反映 <p>※ 12月昇給延伸については平成17年度で終了</p>	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額（継続） 期末手当の減額（継続）

	一般職	特別職（病院事業管理者）												
平成19年度	<ul style="list-style-type: none"> 管理職手当の10%減額措置（継続） 勤勉手当への勤務実績の反映 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額（継続） 期末手当の減額（継続） 												
平成20年度 (12月現在)	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額（医師を除く） 行政職は次のとおり減額（医師を除く、他の職種も行政職との均衡により減額）。 <p>【管理職】</p> <ul style="list-style-type: none"> 部長・局長級 : 9%減額 課長級 : 8%減額 副課長級 : 6%減額 <p>【一般職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> 主任専門員級 : 5%減額 係長・主査・主任級 : 4.8%減額 若手職員 : 4.5%減額 <p>※地域手当の2%引下げ含む。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>見直し前</th> <th>見直し後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級地</td> <td>10%</td> <td>8%</td> </tr> <tr> <td>2級地</td> <td>7%</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>3級地</td> <td>5%</td> <td>3%</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 期末・勤勉手当の減額（医師を除く） 役職加算・管理職加算を減額することにより、役職に応じて3%～16%減額 (役職加算率) 20%→10% 10%→6% 15%→7.5% 5%→4% (管理職加算率) 20%→10% 15%→7.5% 10%→5% 管理職手当の減額（医師を除く） 管理職全員 10%減額 → 20%減額 初任給基準の引下げ 全職種 2号給引下げ 昇格基準の見直し 行政職3級及び4級について、昇格基準を2年間延伸 	区分	見直し前	見直し後	1級地	10%	8%	2級地	7%	5%	3級地	5%	3%	<ul style="list-style-type: none"> 給料月額減額 10%減額 地域手当の見直し 2%引下げ (10%→8%) 期末手当の減額 26%減額 <p>※ 基本額の減額、役職に応じた加算の減額、+0.05月改定見送り等による減額</p>
区分	見直し前	見直し後												
1級地	10%	8%												
2級地	7%	5%												
3級地	5%	3%												

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況

(平成20年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
兵庫県(病院事業)			
医 師	42.6 歳	557,269 円	1,145,832 円
看 護 師	37.5 歳	323,697 円	517,834 円
事務職員	43.6 歳	377,210 円	612,467 円

(注) 1 基本給には扶養手当と地域手当を含む。平均月収額には期末・勤勉手当等を含む。
2 事務職員には、薬剤師、臨床検査技師及び放射線技師等の行政職給料表適用者を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

兵庫県（病院事業）			兵庫県（一般行政職）		
1人当たり平均支給額（19年度決算）			1人当たり平均支給額（19年度決算）		
1,806 千円			2,023 千円		
（19年度支給割合）			（19年度支給割合）		
	期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
一般職員	3.0 月分	1.47 月分	一般職員	3.0 月分	1.47 月分
	（管理職 1.45 月分）			（管理職 1.45 月分）	
特定幹部職員	2.6 月分	1.85 月分	特定幹部職員	2.6 月分	1.85 月分
再任用職員	1.6 月分	0.75 月分	再任用職員	1.6 月分	0.75 月分
（加算措置の状況）			（加算措置の状況）		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算 5～20%			・役職加算 5～20%		
・管理職加算 10～25%			・管理職加算 10～25%		

イ 退職手当

（平成20年4月1日現在）

兵庫県（病院事業）			兵庫県（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	定年・勸奨	（支給率）	自己都合	定年・勸奨
勤続20年	23.5 月分	30.55月分	勤続20年	23.5 月分	30.55月分
勤続25年	33.5 月分	41.34月分	勤続25年	33.5 月分	41.34月分
勤続35年	47.5 月分	59.28月分	勤続35年	47.5 月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職の特例加算 2～20%加算			定年前早期退職の特例措置 2～20%加算		
1人当たり平均支給額	3,221千円	24,290千円	1人当たり平均支給額	4,506千円	27,613千円

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成19年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

（平成20年4月1日現在）

支給実績（平成19年度決算）		1,601,272 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成19年度決算）		371,266 円	
	支給対象地域	支給率	支給対象職員数
医師以外	神戸市、尼崎市 西宮市、明石市	8 %	2,610人
	姫路市	5 %	428人
	加古川市、丹波市 洲本市、たつの市	3 %	1,120人
医師	全地域	13 %	531人
			国の制度（支給率）
			12、10、3 %
			3 %
			3、0 %
			13 %

エ 特殊勤務手当

（平成20年4月1日現在）

支給実績（平成19年度決算）	872,504千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成19年度決算）	296,669 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成19年度）	62.7 %
手当の種類（手当数）	13
手当の詳細	P.46 参照

オ 超過勤務手当

支給実績（平成18年度決算）	1,715,437 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）	404 千円
支給実績（平成19年度決算）	1,715,057 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成19年度決算）	398 千円

(注) 超過勤務手当には夜勤手当を含む。

カ その他の手当

(平成20年4月1日現在)

手当名	内容及び 支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職の 制度と異なる 内容	支給実績 (19年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (19年度決算)
扶 養 手 当	一般行政職員 と同じ	同	—	333,083千円	197,675 円
住 居 手 当				363,925千円	158,091 円
通 勤 手 当				532,336千円	145,407 円
初任給調整手当				1,169,312千円	2,197,955 円
単身赴任手当				5,127千円	366,214 円
管 理 職 手 当				199,186千円	935,147 円
宿 日 直 手 当				405,486千円	422,822 円

Ⅲ 職員の勤務時間及びその他の勤務条件の状況

1 職員の勤務時間・休暇

(1) 職員の勤務時間・休憩時間・休息時間

原則として月曜日から金曜日まで

1週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
40 時間	8時45分	17時30分	12時00分～12時45分

(2) 主な休暇等の導入状況

条例上の休暇の種類 (名称)	概 要	取得単位
年次休暇	1 暦年につき20日 ※年の途中で職員となった者は 20日×発令日から年末までの月数/12月=年次休暇日数	1 日、半日又は1 時間
病気休暇	①公務傷病：任命権者が療養上必要と認める期間 ②結核性疾患又は精神障害：2年 ③その他の傷病：4か月(任命権者が特に必要と認めるときは6か月)の範囲内において認める期間	1 日を単位として引き続き期間 ただし、人工透析の通院治療及び不妊治療の場合は1日又は1時間単位、妊産婦の保健指導等の場合は1時間単位の取得が可能
特別休暇	選挙権その他公民としての権利行使	必要と認められる期間
	証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署への出頭	必要と認められる期間
	骨髄移植のための骨髄液の提供希望者として登録の申し出を行う場合又は骨髄液を提供する場合	必要と認められる期間
	ボランティア休暇：1 暦年につき5日	日、時間又は分を単位として取り扱うが、活動する時間が勤務時間の一部であるため、時間又は分で取得した場合でも1日分を使用したことになる。
	結婚の場合：週休日、休日及び代休日を除いて連続する5日の範囲内の期間	—
	出産の場合：出産予定日8週間前の日から産後8週間を経過する日までの期間	—
	生後1年6月に達しない生児を育てる場合：1日2回計90分	—
	配偶者の出産補助休暇：3日	1 日、半日又は1 時間単位
	子の看護のための休暇：中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子を看護するため1 暦年につき5日	1 日、半日又は1 時間単位
	親族の喪の場合：親族に応じ異なる(例；配偶者、父母、子の場合、10日等)	—
夏季休暇：6/1～9/30の間に5日	—	
男性の育児参加のための特別休暇 →職員の妻が出産する場合であって、その出産予定日の8週間前の日から産後8週間を経過する日までの期間に出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、勤務しないことが相当であると認められる場合に5日	1 日、半日又は1 時間単位	
介護休暇	負傷、疾病、高齢により、2週間にわたり日常生活を営むのに支障のある要介護者(配偶者、父母、子、同居している祖父母等)を職員が介護する必要がある場合に6月の期間内(ただし無給)	1 日又は1 時間とし、1 時間を単位とする場合は1日を通じ、始業時刻又は就業時刻の連続した4時間の範囲内

(3) 育児休業及び育児部分休業について

① 制度の概要

(平成20年4月1日現在)

休業の種類 (名称)	概 要	取得単位
育児休業	養育する子が3歳に達する日まで取得が可能	1日単位
部分休業	養育する子が小学校就学の始期に達する日まで正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて1日を通じて2時間を超えない範囲内で取得が可能	30分単位

② 育児休業及び育児部分休業の取得者数 (平成19年度)

ア 知事部局等

(単位：人)

	育児休業 取得者数	うち両休業 取得者数	部分休業 取得者数	平成19年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員 (育児休業対象者数)			
				うち育児休 業取得者数	うち両休業 取得者数	うち部分休 業取得者数	
男性職員	3	0	0	159	3	0	0
	3	0	0				
女性職員	74	1	20	80	74	0	3
	95	7	6				
計	77	1	20	239	77	0	3
	98	7	6				

(注) 「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」、「うち両休業取得者数」の欄の上段は、平成19年度に新たに育児休業 (部分休業) を取得した職員数、下段は、育児休業 (部分休業) の期間が平成18年度から平成19年度にかけて引き続けている職員数。(以下同じ)

イ 教育委員会

(単位：人)

	育児休業 取得者数	うち両休業 取得者数	部分休業 取得者数	平成19年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員 (育児休業対象者数)			
				うち育児休 業取得者数	うち両休業 取得者数	うち部分休 業取得者数	
男性職員	8	0	0	370	8	0	0
	3	0	0				
女性職員	467	1	1	484	467	1	1
	631	1	1				
計	475	1	1	854	475	1	1
	634	1	1				

ウ 警察本部

(単位：人)

	育児休業 取得者数	うち両休業 取得者数	部分休業 取得者数	平成19年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員 (育児休業対象者数)			
				うち育児休 業取得者数	うち両休業 取得者数	うち部分休 業取得者数	
男性職員	0	0	0	413	0	0	0
	0	0	0				
女性職員	45	0	0	44	44	0	0
	58	0	0				
計	45	0	1	457	44	0	0
	58	0	0				

IV 職員の分限及び懲戒処分の状況

1 分限処分者数（平成19年度）

（単位：人）

区 分	降 任	免 職	休 職	降 給	計
知事部局	0	0	103	0	103
教育委員会	0	0	381	0	381
警察本部	0	0	60	0	60
その他	0	0	89	0	89
計	0	0	633	0	633

2 懲戒処分者数（平成19年度）

（単位：人）

区 分	戒 告	減 給	停 職	免 職	計
知事部局	2	1	2	2	7
教育委員会	11	9	8	4	32
警察本部	11	7	2	2	22
その他	0	0	4	0	4
計	24	17	16	8	65

V 職員の服務の状況

1 服務規律の遵守に関する取り組み（平成19年度）

(1) 知事部局等

知事部局等では、職員一人ひとりが全体の奉仕者としての自覚に立って、服務規律を遵守し、清潔で公正な県政を展開する必要があることから、「執務姿勢の確立と綱紀粛正について」という副知事通知を年2回発出し、各部局や各所属においての取り組みを進めています。

<主な内容>

- ・ 県民主役の「参画と協働」の行政の推進について
- ・ 綱紀粛正及び服務規律の確保等について
- ・ 働きがいのある明るい職場づくりについて

(2) 教育委員会

教育委員会では、綱紀の保持、服務規律の確保等を図るため、教育長名の通知を発出し、職員に対し、その徹底を図りました。

<主な内容>

- ・ 県民主役の「参画と協働」の行政の推進について
- ・ 綱紀粛正及び服務規律の確保について
- ・ 働きがいのある明るい職場づくりについて
- ・ 第21回参議院議員通常選挙における職員の服務規律の確保について

(3) 警察本部

警察本部では、県民の安全を守る力強い警察を確立するため、厳正な規律を保持する必要があることから、本部長名の通達を発出し、職員に対し、規律の振粛と各種事故防止について徹底を図り、また、警察署等に対する監察を定期・随時に実施しました。

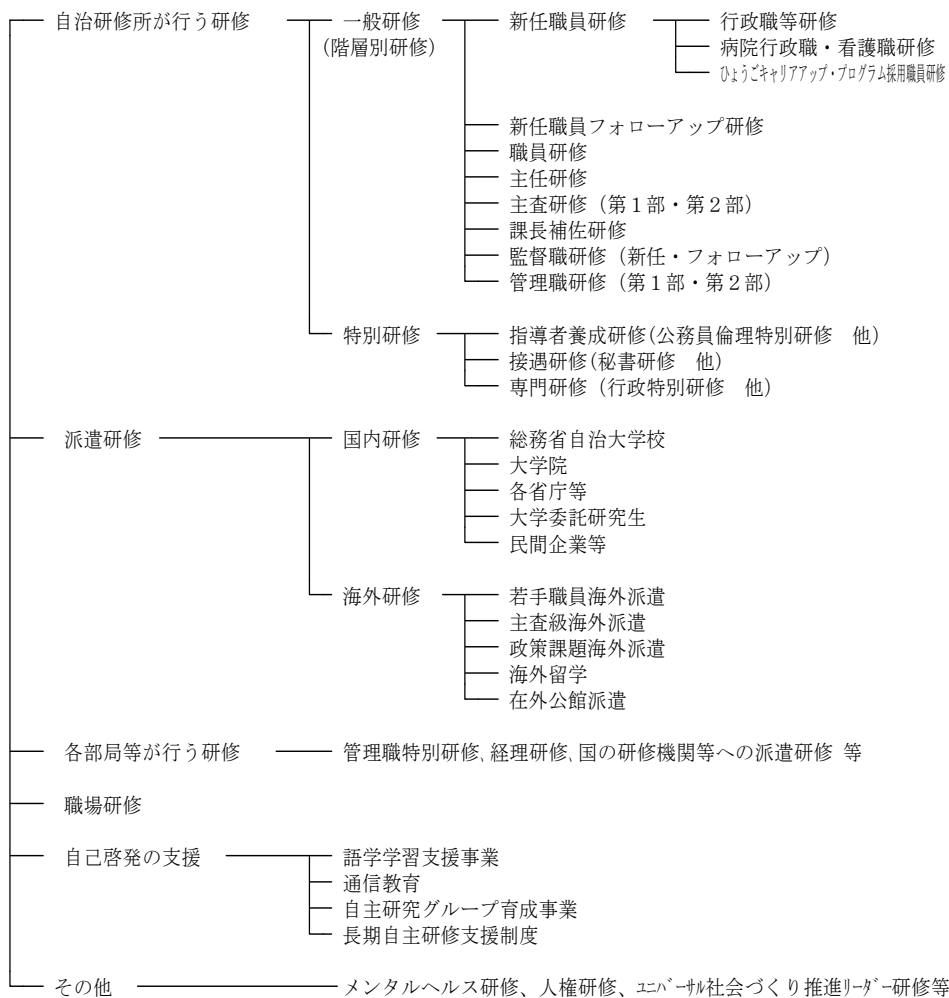
<主な内容>

- ・ 異動期における規律の振粛について
- ・ 年末年始における規律の振粛について
- ・ 第21回参議院議員通常選挙における警察職員の規律の保持について

VI 職員の研修の状況

1 知事部局

(1) 研修体系 (平成19年度)



(2) 研修内容 (平成19年度)

【一般研修】

研修名	対象者	目 的	1 期 人数	期 数	実施 人数	期間	時期
新任職員 研修 (前 期)	H18. 4. 2～H19. 4. 1の間に 行政職 (病院局採用の職員を 除く) 及び研究職として採用 された職員	公務員・県職員としての意識・ 心構えの確立を図るとともに、 新任職員として必要な基礎的 知識及び態度を習得する。	78 60 9	3	147	9～ 10	4月
新任職員 研修 (民 間企業派 遣)	同上 (但し、経験者採用を除く)	民間企業での実務体験を通じ て、民間企業における厳しさや 知恵、工夫、苦労等をはじめ、 県民としての企業の実情、社会 のニーズ、課題等を学ぶことに より、職務に対する強い意欲や 使命感、責任感、県民の視点に 立った発想力を身につける。	49 38 48	3	135	7～ 8	7～ 10月
新任職員 研修 (後 期)	H18. 4. 2～H19. 4. 1の間に 行政職 (病院局採用の職員を 除く) 及び研究職として採用 された職員	新任職員として、約半年の実務 経験を踏まえ、さらに県政全般 に対する理解を深めるととも に、職務遂行に必要な幅広い知 識を身につける。	71 74	2	145	5	11～ 12月
新任病院 行政職・ 看護職研 修	H18. 4. 2～H19. 4. 1の間に行 政職及び看護職として病院 局に採用された職員	県職員としての意識の確立を 図るとともに、県立病院職員と しての職務上必要な基礎的知 識及び態度を修得する。	79	1	79	3	5月
新任職員 研修 (ひ ょうごキ ャリアア ップ・プ ログラム 採用)	H18. 4. 2～H19. 4. 1の間に ひょうごキャリアアップ・プ ログラム採用試験により採 用された非常勤嘱託員	県職員として必要な基礎的知 識及び態度を習得するととも に、キャリアアップをめざすう えでの資質の向上を図る。	44 40	2	84	2	4月
新任職員 フォロー アップ研 修	平成18年度新任職員研修 (前期・後期) 対象職員 (H17. 4. 2～H18. 4. 1の 間に行政職 (病院局 の技術吏員を除く) 及び研究職として採 用された職員)	職務経験を通した自らの主体 的な気づきや福祉実習体験に より、公務の原点や県職員とし ての心構え、基本姿勢について 再確認する。	38 46 41	3	125	4	1～ 2月
職員研修	平成16年度までに行政職 2 級に昇格した職員 (2 級で採 用された職員を含む)。 ただし、経験者採用職員及 び当該年度新任職員研修 対象職員を除く。	県職員としての自覚と意識改 革を図るとともに、職務遂行能 力の向上を図る。	47 48 57	3	152	3	12～ 1月
主任研修	H18. 4. 2～H19. 4. 1 の間に 主任に昇任した職員	係 (課) の中堅職員としての役 割を認識し、意識改革を図ると ともに、各自の所掌業務や職 種、経験に応じた能力等の向上 を図る。	60 57 72 65	4	254	3	9～ 10月
主査第 1 部研修	〔主査2年目相当の職員〕 H18. 4. 1～H19. 3. 31 の間に 主査に昇任した職員で、監督 職でない者。	係 (課) の中堅職員として、必 要な倫理観の徹底を図るとと もに、各自の所掌業務や職種、 経験に応じた能力等の向上を 図る。	65 63 68 63 62	5	321	2	12～ 2月

研修名	対象者	目的	1期 人数	期 数	実施 人数	期間	時期
主査第2 部研修	〔主査5年目相当の職員〕 H15.4.1～H16.3.31の間に 主査に昇任した職員で、監督 職担当係長（担当課長補佐） でない者	各自の所掌業務や職種、経験に 応じて必要な能力等の向上を 図る。	63 70 57 46 64	5	300	2	10～ 11月
課長補佐 研修	H18.4.2～H19.4.1の間に課 長補佐になった職員	高度かつ困難な事務について 専門的に所掌する課長補佐と して果たすべき役割について 認識を深めるとともに、公務員 としての自覚と意識改革を図 る。	51 50	2	101	1	9～ 10月
新任監督 職研修 （合同）	H18.4.2～H19.4.1の間に本 庁の係長又は地方機関の課 長等に昇任した職員	監督職としての心構えや役割 を認識するとともに、監督職と して必要な知識を習得する。	71 87 91 89 90	5	428	4	6～ 7月
監督職 フォロー アップ研 修	〔監督職4年目の職員〕 H15.4.2～H16.4.1の間に本 庁の係長又は地方機関の課 長等に昇任した職員	監督職としての経験をふり返 り、監督職としての心構え、役 割を再確認するとともに、監督 能力の一層の向上を図る。	72 69 48	3	189	1	9月
管理職 第1部研 修	H18.4.2～H19.4.1の間に副 課長等に昇任した職員	管理職としての役割を認識す るとともに、管理職として必要 な知識、技術を習得する。	65 57 67	3	189	2	5～ 6月
管理職 第2部研 修	H18.4.2～H19.4.1の間に本 庁の課室長（7級含む）又は 地方機関の所長等に昇任し た職員	所属（業務責任単位）の長とし て、総合的に職場を管理運営 し、仕事の成果に繋げるマネジ メント能力及び緊急時の行政 課題や不祥事発生時の適切な 対応能力を向上させるととも に、行政を取り巻く時代の変化 や県政理念の十分な認識のも と、住民のニーズに応えうる政 策を形成していくことのできる 能力を高める。	前期 31 39 40 計 110 後期 97	4	207	3	前期 5月 ～ 6月 後期 7月

（注）備考欄の「合同」は県職員と市町職員の合同研修をさす。

【特別研修】

研修名	対象者	目的	1期 人数	期 数	実施 人数	期間	時期
行政特別 研修	主査又は地方機関の課長補 佐の職にある者で、選考試験 に合格した職員	県政遂行に必要な行財政課題や 行政管理に関する知識・理解を 深めるとともに、政策立案能力 の向上を図り、総合的かつ高度 な行政執行能力を養う。	47	1	47	27	7～ 8月
秘書研修	秘書的な業務に専任で従事 する職員（臨時的任用職員、 非常勤嘱託員、日々雇用職員 を含む）	秘書として必要な知識、技能及 び態度等の習得と向上を図る。	54	1	54	2	4月

研修名	対象者	目的	1期 人数	期 数	実施 人数	期間	時期
特別支援プログラム研修	綱紀委員会が審議の上、企画管理部管理局人事課が認定した者	職務遂行能力の不足等により事務執行に支障が生じている職員に対して、当該職員の職務遂行能力の向上や公務員としての自覚を促すなど、改善のための支援を行う。	3	2	3	2	7～ 2月
行政法研修（基礎コース） （合同）	行政職2級～5級相当の職員で、行政法の基礎的な知識を習得する必要がある者	行政法の基礎的な知識を習得し、職務遂行能力の向上を図る。	95	1	95	4	7月
行政法研修（争訟コース） （合同）	行政職2級～7級相当の職員で、行政法の基礎的な知識を有し、行政争訟に関する知識を習得する必要がある者	行政上の法的なトラブルを防止するとともに、これらに的確に対応するため、損害賠償責任や行政訴訟など、行政争訟に関する知識を習得し、職務遂行能力の向上を図る。	61	1	61	4	8月
民法研修 （合同）	行政職2級～5級相当の職員で、民法の知識を習得する必要がある者	民法の知識を習得し、職務遂行能力の向上を図る。	93	1	93	5	8月
政策法務研修 （合同）	行政職2級～7級相当の職員で、条例立案等に必要な法務知識や手法を習得する必要がある者	政策実現の手段である条例立案等に必要な法務知識や手法を習得し、職務遂行能力の向上を図る。	25 31	2	56	4	7～ 8月
地域活動体験研修（NPOコース） （合同）	NPOでの現場体験を希望する職員及び現場体験を必要とする職員で、部局長、県民局長の推薦を受けた者（職階、職種、年齢を問わない）	高い公益性や柔軟性、機動性を有する地域づくりの担い手であるNPO法人での現場体験を通じて、NPO法人が直面する課題や、それを克服する知恵、工夫などを学ぶことにより、県の基本姿勢である参画と協働に対する理解を深める。	49	1	49	5	7～ 9月
地域活動体験研修（保育所・児童養護施設コース） （合同）	保育所及び児童養護施設での現場体験を希望する職員及び現場体験を必要とする職員で、部局長、県民局長の推薦を受けた者（職階、職種、年齢を問わない）	地域における子育て支援の担い手である保育所及び児童養護施設での現場体験を通じて、子どもが置かれている状況や課題、子育ての楽しさや大変さなどを学ぶことにより、総合的な取組が求められる少子化問題や男女共同参画に対する理解を深める。	43	1	43	5	8月 ～ 11月
政策課題研究グループ支援事業 （合同）	主査、主任等の職にある者及びそれと同等の職にある者（グループリーダーについては、副課長、主幹、係長又はそれと同等の職にある者）	若手職員が、県政の重要政策課題について先導的な研究を職務として行うことにより、政策形成能力の向上を図る。	11 13	2 グループ	24	1年	8月 ～ 翌年 7月
地域別管理職研修	地方機関の行政職7級以上の職にある者及び県民局長等がこれに相当する職にあると認める者	社会経済環境の変化や職場の課題等についての認識を深めることにより、管理能力や情勢適応能力の向上を図る。	—	—	1270	1	県民局単位で実施

（注）備考欄の「合同」は県職員と市町職員の合同研修をさす。

研修名	対象者	目 的	1期 人数	期 数	実施 人数	期間	時期
J S T 基本コース 指導者養成研修 (合同)	主幹又はこれに相当する職にある者	J S T基本コースの指導者として必要な知識・技術を修得する。	31	1	31	5	5月
公務員倫理特別研修	①各部署の人事管理・職場運営管理を担う(公務員倫理について指導的立場を担う)副課長等、本庁の課長補佐・係長、地方機関の課長 ②各所属の庶務・経理担当の副課長等、本庁の課長補佐・係長、地方機関の課長 ③管理・監督職で希望する職員	公務員倫理に関する事件・事象を「職場のリスク」と捉え、「リスクの認識」、「リスクの予防・低減」、「リスク発生時の対応」などの具体的知識を身につけることにより、公務員倫理意識の向上と、職場における指導能力・問題対応能力の一層の向上を図る。	27	1	27	2	7月
接遇研修 リーダー研修	各所属の接遇研修リーダー	職場における接遇の重要性を認識し、接遇を向上させるために必要な知識等を習得する。	40 44 46 43	4	173	1	5～ 6月
職場接遇 向上研修	職場単位(庁舎単位)	県民から信頼される職場づくりのため、職場全体で接遇態度等の向上を図る。	—	4	—	2	7～ 11月
管 理 職 パブリシティ実践 研修	H18受講対象者のうち受講していない者(9級昇格者を除く)及びそれに準ずる者で研修所長の認める者 ①本庁:全ての課室長(7級含む) ②県民局:全ての部の参事、事務所の所長(8級) ③その他の地方機関:全ての所長等(8級) ④その他特に希望する所属長等(9级以上)	参画と協働による県政の推進には県民との情報共有を基調とした広報が必要である。平常時における県民への情報提供はもとより、危機管理事案発生時においては、より一層、県民に迅速かつ正確な情報提供を行うことが重要である。このため、平常時及び危機時において、特にマスコミへの情報提供等を的確に行う能力の向上を図る。	9 11	2	20	1	9月

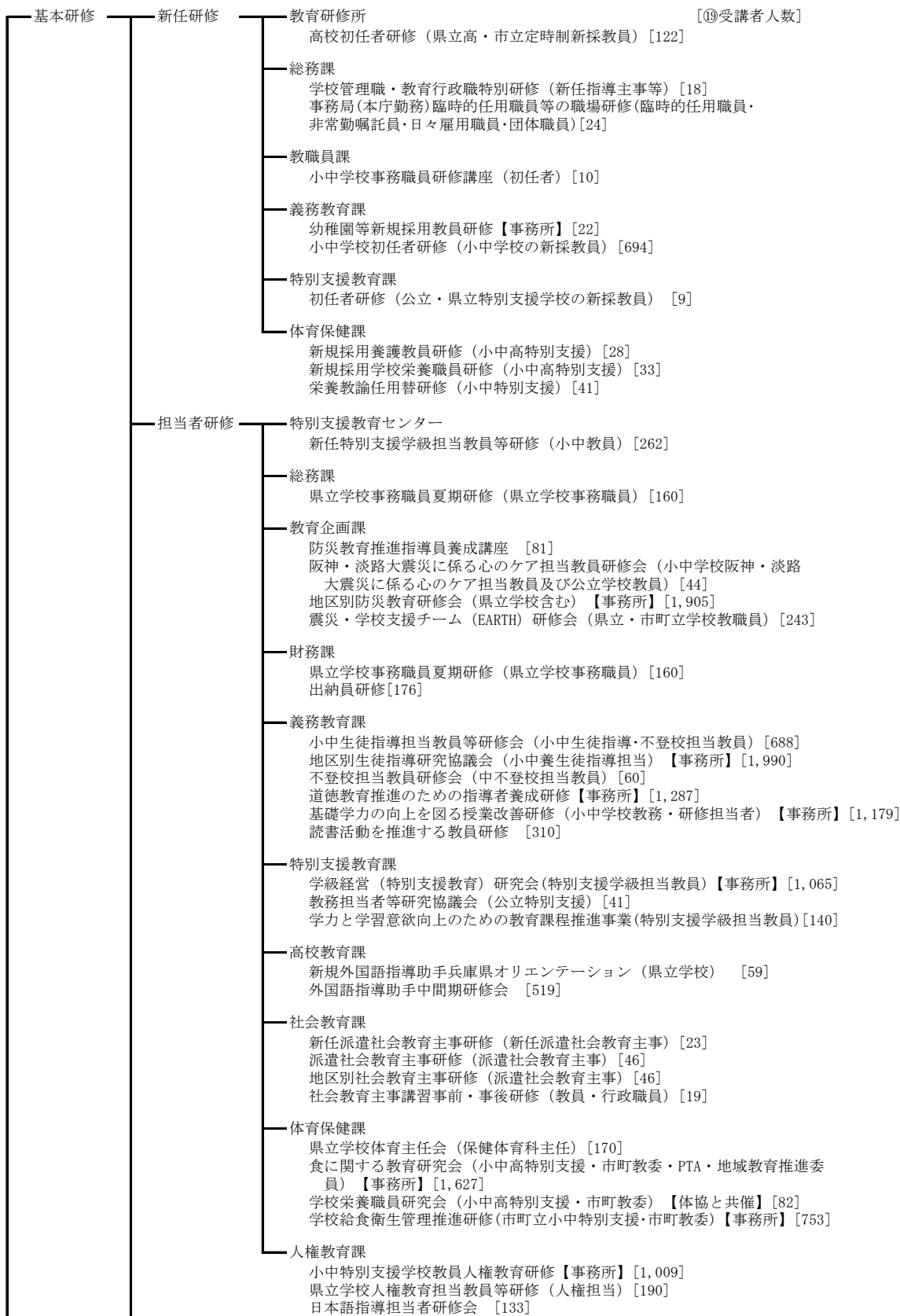
(注) 備考欄の「合同」は県職員と市町職員の合同研修をさす。

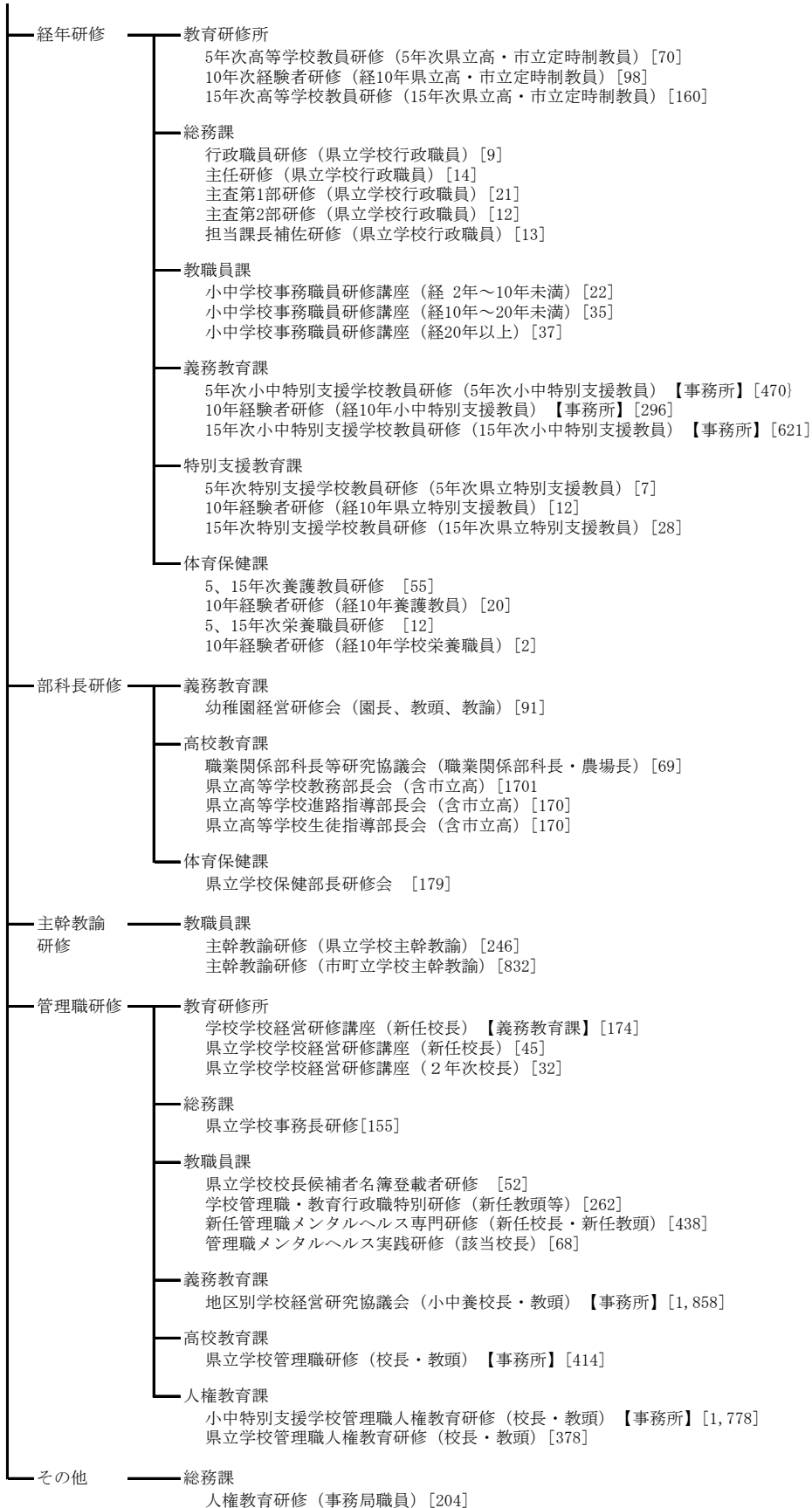
【自己啓発】

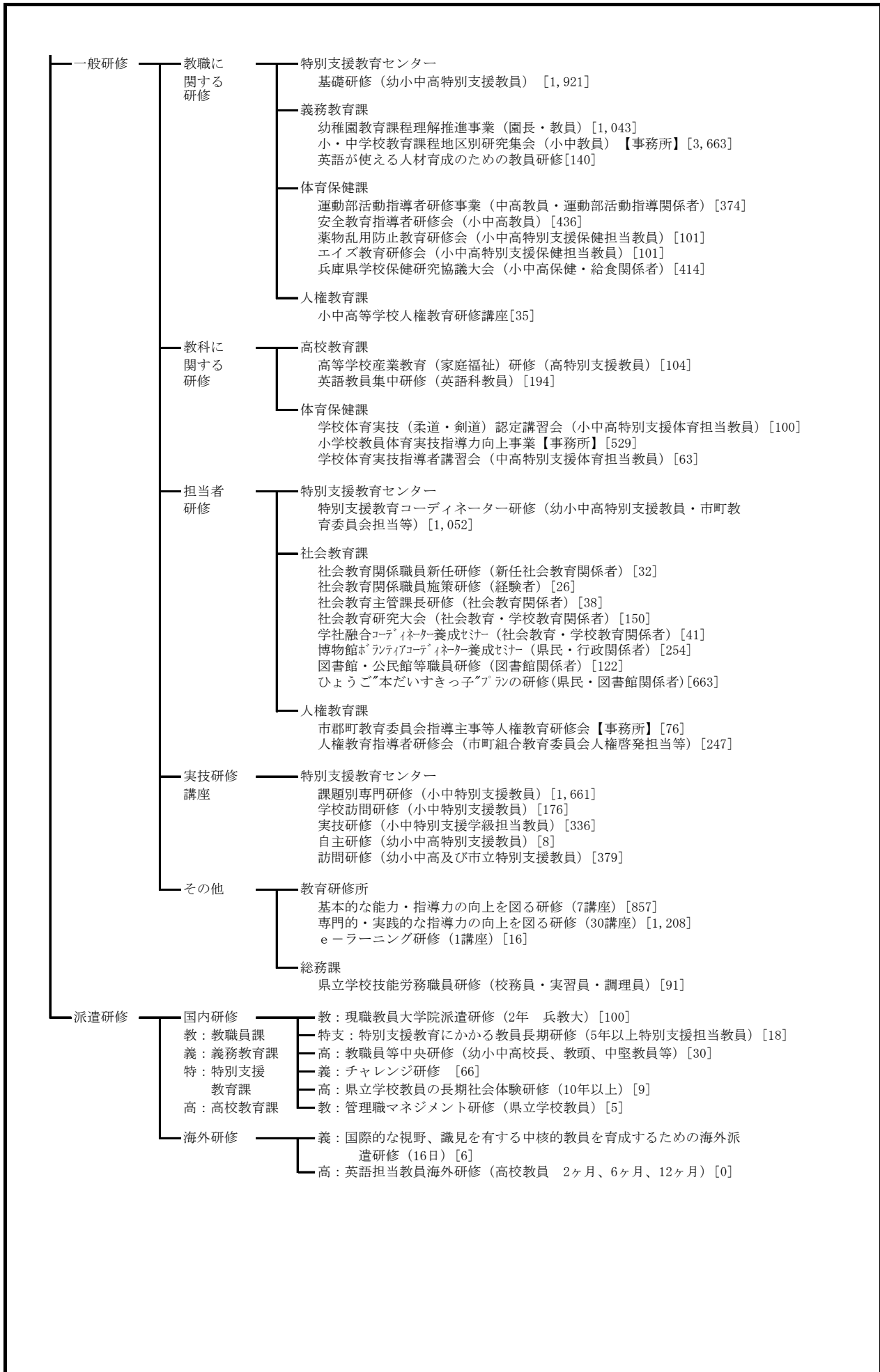
研修名	対象者	目 的	1期 人数	期 数	実施 人数	期間	時期
語学学習 支援事業	県職員(教員・警察を除く。臨時的任用職員、非常勤嘱託員、日々雇用職員を含む。)	外国語専門学校での語学学習を支援することにより、語学能力を高めるとともに、外国文化等に対する理解を深める。	—	—	—	1 年間 随時	4月 ～ 3月
通信教育 講座	全職員	職員の主体的な自己啓発を促進するため、職員の通信教育講座の受講を支援する。	—	137 コース	—	1ヶ月 ～ 6ヶ月	7月 開講
自主研究 グループ 育成事業	全職員	県における各種行政課題等について自主的に研究を行うグループの活動を支援することにより、職員の自己啓発意欲の高揚と資質の向上を図る。	—	—	3 グループ	10 ヶ月	6～ 3月

2 教育委員会

(1) 研修体系 (平成19年度)





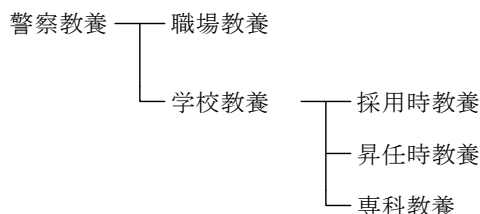


(2) 研修内容（平成19年度）

区 分	研修の概要	受講者人数
基本研修	全員若しくは該当者全員が参加する研修	25,196 人
新任研修	新任教職員等を対象とした研修	930 人
担当者研修	担当者を対象とした研修	14,467 人
経年研修	経験年数等による研修	2,014 人
部科長研修	各学校の部長（主任）、学科長を対象とした研修	849 人
主幹教諭研修	主幹教諭を対象とした研修	1,078 人
管理職研修	管理職を対象とした研修	5,654 人
その他	その他	204 人
一般研修	希望者の応募による研修	16,651 人
派遣研修	国内外の大学等への派遣を伴う研修	234 人
国内研修	国内の大学等への派遣を伴う研修	228 人
海外研修	国外の大学等への派遣を伴う研修	6 人

3 警察本部

(1) 教養の体系（平成19年度）



(2) 教養内容（平成19年度）

研修名		対象者	目的	実施人数	実施回数	期間	
採用時 教養	初任科	新たに採用した警察職員	高い倫理観の醸成と初動対応力及び現場適応力の基礎を養成	短期課程	363	5	6ヶ月間
				長期課程	296	3	10ヶ月間
	初任補修科			短期課程	364	3	2ヶ月間
				長期課程	213	3	3ヶ月間
一般職員初任科				18	1	4週間	
昇任時 教養	警部補任用科		各級幹部	各級幹部として必要な知識・技能の修得	58	2	2週間
	巡查部長任用科				46	2	2週間
専科 教養	部門別任用科	4課程	各種専門職種別の対象者	社会情勢や犯罪情勢の変化に対応した専門的な実務教養	249	12	2～4週間
	総警務部	11課程			1052	28	3～15日間
	刑事部	6課程			163	8	5～12日間
	生活安全部	7課程			120	7	5日間
	地域部	6課程			242	10	5～19日間
	交通部	7課程			136	7	5～24日間
	警備部	2課程			76	3	5～9日間

Ⅶ 職員の勤務成績の評定の状況

1 勤務成績の評定の概要 (平成20年4月1日現在)

区 分	内 容
目 的	職員の勤務の実績並びに執務に関連してみられた職員の能力及び適性等を記録し、職員の指導監督の有効指針とし、かつ、人事異動その他人事行政運営上の公正な基礎資料とし、もって職員の能率の発揮及び増進を図る。
対象者及び 評定の時期	(知事部局等) 本庁課長以上の職にある者：毎年11月1日基準 上記以外の職にある者：毎年10月1日基準 (教育委員会) 教職員：毎年10月1日基準 (警察本部) 警視以下の警察官及び同相当職以下の一般職員：毎年1月1日評定

2 目標管理制度の概要 (平成20年4月1日現在)

区 分	内 容
目 的	社会経済情勢の変化や多様化する住民ニーズに的確に対応していくため、組織目標に基づく個人の目標を設定し、目標への挑戦、自己評価、上司からの指導助言を通じて、組織の活性化と公務能率の向上を推進するとともに、職員の能力開発を図る。
対 象 者	(知事部局) 管理職 (教育委員会) 教育委員会事務局職員については管理職 学校については校長
評価時期	各年度の目標達成度について、毎年10月に中間評価、2月～3月に年度末評価を実施

3 昇給への勤務成績の反映状況 (知事部局)

勤務成績の評定に基づき、勤務成績が良好である者を選考し、決定している。

平成20年1月1日の昇給において、知事部局では「良好」を標準に、「極めて良好」(標準より2号給上位)に決定された者が790名(9.4%)、「特に良好」(標準より1号給上位)に決定された者が1,237名(14.7%)、「良好でない又は極めて良好でない」に決定し昇給号給数を標準より下位とした者は24名(0.3%)であった。

4 勤勉手当への勤務実績の反映状況 (知事部局)

目標管理制度対象者は、目標管理制度における評価点数に基づき、功績が認められる者を選考し、決定している。また、目標管理制度対象者以外は、勤務成績の評定に基づき、功績が認められる者を選考し、決定している。

平成20年6月期の勤勉手当において、知事部局では「良好」を標準に、「特に優秀」(標準の2割増し)に決定された者は300名(4.0%)、「優秀」(標準の1割増し)に決定された者が2,250名(30.3%)、「不良」に決定し成績率を標準より割落とした者は30名(0.4%)であった。

Ⅷ 職員の福祉及び利益の保護の状況

(平成20年4月1日現在)

労働安全衛生体制

職員の健康障害の防止、健康の保持増進を図るため、「労働安全衛生法」に基づき、職場の安全・衛生に関する事項を調査審議する安全衛生委員会の設置や職場環境の改善を行う産業医、衛生管理者等の選任を行っています。

(法令等に基づき選任している主な職)

- ・ 統括安全衛生管理者 (安全衛生管理者の指揮、業務統括)
- ・ 安全衛生管理者 (衛生管理者の指揮等)
- ・ 産業医 (職員の健康管理、健康診断の実施、衛生教育の実施等)
- ・ 安全管理者 (職員数50人以上の所属の安全に関する業務の管理)
- ・ 衛生管理者 (職員数50人以上の所属の衛生に関する業務の管理)
- ・ 安全衛生推進者、衛生推進者 (職員数10人以上50人未満の所属の安全や衛生に関する業務の管理)

健康診断、健康教育・面接指導

職員が健康で公務に専念できるよう、「労働安全衛生法」に基づく定期健康診断や特定の業務に従事する職員を対象とした特殊業務従事者健康診断及びがん検診等を行っています。

また、定期健康診断受診後のフォローや生活習慣病の予防、改善のための健康教育・保健指導等の実施、長時間の時間外勤務を行った職員に対する面接指導などを行っています。

(主な健診項目)

- ・ 定期健康診断 (問診、身体計測、視力、聴力、胸部X線間接撮影、血圧、尿、心電図、血液)、結核健康診断、胃検診等のがん検診、特殊業務従事者健康診断、VDT作業従事者健康診断 等
(主な健康教育・保健指導・面接指導)
- ・ 健康診断の事後相談、長時間の時間外勤務を行った職員に対する産業医の指導

職員相談事業

職員、退職者、家族の精神的、経済的な不安・悩み・心配ごとの相談に応え、解消することによって、明るい職場づくりを目的として、本庁・警察本部や地方機関・警察署に職員相談員を設置しています。

(相談内容)

- ・ 一般相談 職場や日常生活等の一般的な悩み相談
- ・ 専門相談 弁護士や税理士による法律・税務専門相談
- ・ 交通事故相談 公務中や私用中の交通事故に関する相談

体育文化事業

職員の体力向上と元気回復のため、職員会館・職員福利センターのトレーニング室の設置、文化教養やボランティアへの参加意識を高めるため、職員時報の発行や職員ふれあいセンターの運営を行っています。

(主な事業)

- ・ 体育事業 職員会館・職員福利センターのトレーニング室の設置
- ・ 文化事業 職員時報の発行
- ・ ボランティア活動推進 職員ふれあいセンターの運営

職員住宅

職員の生活の安定及び大規模災害や重大な事件事故に対応するため、職員住宅及び待機宿舍等の設置、管理を行っています。

(設置戸数)

【知事部局】	1,366戸	(内訳)	世帯用： 793戸、	単身用： 573戸)
【教育委員会】	1,000戸	(内訳)	世帯用： 903戸、	単身用： 97戸)
【警察本部】	2,278戸	(内訳)	世帯用： 1,493戸、	独身寮： 785戸)

メンタルヘルス対策事業

職員自らのストレスへの気づきを支援するストレスチェックの実施、専門職員の職場巡回による予防、心身の不調を感じた場合に気軽に相談することができる専門医等による相談窓口の設置、療養者が円滑に職場復帰するための支援を行っています。

また、こころの健康管理に対する研修などを行っています。

【知事部局】

- ・ストレスチェック
定期健康診断時のストレスチェック
- ・予防
専門職員（保健師）による職場巡回相談
- ・相談体制
健康なやみ相談、精神科医による相談
- ・職場復帰支援
ならし出勤制度
- ・研修
管理職（所属長、副課長・副所長、係長・地方機関課長等）対象のメンタルヘルス研修

【教育委員会】

- ・相談体制
精神保健の専門医による面接相談（メンタルヘルス相談）
- ・メンタルヘルスチェック
35歳以上の希望する職員対象のメンタルヘルスチェックテスト
- ・ストレスドッグ
心理テスト、血液検査等関連検査、医師等による面接
- ・研修
校長、教頭を対象としたメンタルヘルス研修
- ・職場復帰トレーニング、プレ出勤制度、職場復帰サポート教員の配置

【警察本部】

- ・相談体制
カウンセラーによる相談（心の相談室）、健康管理センター医師、保健師による相談、職員相談室、専門相談員による相談
- ・ストレスチェック
若年警察官を対象としたストレスチェックの実施
- ・研修等
幹部職員を対象としたメンタルヘルスセミナーの開催、教養資料の配付

【 参 考 】

1 行財政構造改革推進方策における定員管理の数値目標（数・率）

計画期間		数値目標										
始期	終期											
平成20年度	平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> ・事務事業や組織の徹底した見直し等により、次の部門において、平成20年～30年度の間に約30%の定員削減を行う。 ・団塊の世代の大量退職期である平成20～22年度の3年間には、削減総数の2分の1となる約15%の削減に取り組む。 <p>【平成20～30年度におおむね3割の定員削減を行う部門】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>削減数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般行政部門</td> <td>△約2,700人</td> </tr> <tr> <td>教育部門（教育委員会の県単独教職員・事務局職員、県立大学の事務局職員）</td> <td>△約 420人</td> </tr> <tr> <td>警察部門（事務職員）</td> <td>△約 110人</td> </tr> <tr> <td>公営企業部門（企業庁、病院局の医療職員以外の職員）</td> <td>△約 200人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 県立大学の事務局職員は平成20～22年度の3年間で約15%を削減し、中後期については、大学の今後のあり方に基づき適正配置 ※ 教育部門（教育委員会の法定教職員、県立大学の教員）、警察部門（警察官）、公営企業部門（病院局の医療職員）は法令等の配置基準に基づき適正配置</p>	区 分	削減数	一般行政部門	△約2,700人	教育部門（教育委員会の県単独教職員・事務局職員、県立大学の事務局職員）	△約 420人	警察部門（事務職員）	△約 110人	公営企業部門（企業庁、病院局の医療職員以外の職員）	△約 200人
区 分	削減数											
一般行政部門	△約2,700人											
教育部門（教育委員会の県単独教職員・事務局職員、県立大学の事務局職員）	△約 420人											
警察部門（事務職員）	△約 110人											
公営企業部門（企業庁、病院局の医療職員以外の職員）	△約 200人											

2 民間の類似職種の給与（平成20年4月1日現在）

	平均年齢 (歳)	平均給与 月額 (円)	本県類似職種との 平均給与月額比	年収 ベース (円)	本県類似職種との 年収ベース比
守 衛	57.6	266,700	1.54	3,858,900	1.74
用 務 員	53.9	225,900	1.81	3,227,400	2.11
自家用自動車運転手	60.3	257,000	1.58	3,630,500	1.84

※ 民間データは賃金構造基本統計調査において公表されているデータ（期間を定めて日々雇用されている者等を含む）を使用している。（平成17～19年の3カ年平均）
 ※ 本県類似職種との比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
 ※ 年収ベースのデータは平均給与月額を12倍したものに、民間においては前年に支給された年間賞与の額、本県類似職種においては前年度に支給された期末・勤勉手当、を加えた試算値である。

3 特殊勤務手当について

【知事部局】

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務事務手当	県税事務所に勤務する職員	下記の業務のうち知事が指定するもの (1) 納税義務者等との間で行う県税の賦課に関する指導、相談、徴収に関する折衝 (2) 納税義務者等に対する県税の賦課、徴収に関する調査 (3) 県税の滞納処分に係る事務等	日額 600円 （特に困難な業務については日額800円）
航空手当	当該業務に従事する職員	航空機に搭乗して行う災害予防、災害応急対策又は救急の業務に従事したとき	1時間 1,900円 （飛行中の航空機から降下して行う業務は1日870円加算）

手当の 名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価
放射線作業手当	(1) 知事が指定する行政機関または施設(以下「指定行政機関等」とう)に勤務する職員 (2) 指定行政機関以外の行政機関又は施設で知事の指定するものに勤務する職員	エックス線その他の放射線を人体に対して照射する業務放射性物質を人体に対して用いる作業	日額 900円 (1ヶ月当たりの被ばく放射線量が基準以上の場合、月額7,000円)
有害物等取扱作業手当	(1) 知事が指定する行政機関又は施設に勤務する職員(月額でその額が定められている手当の支給を受ける職員を除く) (2) 知事が指定する行政機関、施設等に勤務する職員 (3) 環境衛生指導員である職員 (4) 知事が指定する本庁又は行政機関に勤務する職員 (5) 知事が指定する行政機関に勤務する職員 (6) 知事が指定する行政機関又は施設に勤務する職員	(1) 毒物、劇物等を使用して行う化学分析作業若しくは化学検査作業のうち人体に有毒なガス、蒸気若しくは粉じんの発生を伴う作業又は工業材料若しくは工業製品の分析、検定若しくは鑑定の作業のうち特に危険を伴うおそれのある作業として知事が指定する作業に従事したとき (2) 大気汚染防止法による立入検査のうち、ばい煙発生施設又は特定施設に係る事故時の検査に従事したとき (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律による立入検査のうち、し尿処理施設、ごみ処理施設又は産業廃棄物処理施設に係る知事が指定する検査に従事したとき (4) 供用中の流域下水道の管渠内又は終末処理場の知事が指定する施設内において行う検査、調査若しくは補修の作業又はこれらの作業の当該施設内における指導監督に従事したとき (5) 温室における農薬散布作業に2時間以上従事したとき (6) 鳥獣の死体の撤去作業に従事したとき	(1)～(5) 日額 280円 (6)日額 260円
感染症防疫作業手当	当該業務に従事する職員	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症が発生し、又は発生するおそれのある場合において、感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護又は感染症の病原体の付着した、若しくは付着の危険のある物件の処理に従事したとき	日額 300円

手当の 名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価
衛生検査 作業手当	健康福祉事務所、 保健所、健康環境 科学研究センター、 障害者職業能力 開発校の衛生検 査室に勤務する職 員	・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に 関する法律に規定する感染症の病原体又は結核 菌の検菌又は培養の作業 ・人体から採取した検体の検査	日額 900円
解剖等作 業手当	知事が指定する医 師	人の死体の検案、解剖若しくは処理作業に従事し たとき又は人の死体の解剖補助作業に従事したと き	日額 1,600円
麻薬取締 員手当	麻薬及び向精神薬 取締法の規定によ る麻薬取締員	司法警察員として行う麻薬の事故・事件調査	日額 1,300円
食肉検査 作業手当	食肉衛生検査セン ターに勤務する職 員	と畜検査又は食鳥検査	日額 1,100円
狂犬病予 防等作業 手当	健康福祉事務所又 は動物愛護センタ ーに勤務する職員 及び動物愛護セン ターの動物管理事 務所に勤務する職 員(狂犬病予防専 従職員を除く)	狂犬病予防等のための予防注射、検診、野犬の捕 獲作業等	日額 800円
職業訓練 指導員等 手当	県立職業能力開発 校、県立障害者職 業能力開発校、障 害者職業能力開発 校において職業訓 練に従事する職員	—	月額 26,800円
爆発物取 締作業 手当	当該業務に従事す る職員	火薬類検査、高圧ガス設備検査又は高圧ガスメー ターの検査等の作業に従事したとき	日額 360円
教務手当	知事が指定する施 設に勤務する職員	入所中の講習生等に対する実習、授業その他の教 務を担当する職員のうち、知事が指定する者	月額 26,100円
種雄牛取 扱作業手 当	知事が指定する施 設の職員	精液の採取等のために種雄牛を御する作業のうち 知事が指定するもの	日額 260円
家畜保健 衛生業務 手当	当該業務に従事す る職員	家畜伝染病予防法に基づく農場への立入検査、注 射等	日額 1,100円

手当の 名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価
漁業取締 調査手当	(1) 当該業務に従事する職員 (2) 農林水産技術総合センターに勤務する職員	(1) 漁業取締船に乗り組み、漁業の取締りに従事したとき (2) 船舶に乗り組み、水産資源の調査研究に係る水産動植物の採捕作業に従事したとき	日額 取締手当額 500円 調査手当額 380円
特殊現場 作業手当	当該業務に従事する職員	(1) ダム建設作業現場において特に危険を伴うおそれのある作業又はその作業の指導監督に従事したとき (2) 掘削中のトンネルの坑内における掘削作業若しくはその作業の坑内における指導監督に従事したとき等 (3) 地上若しくは低水位の水面上10mを超える高所又はしゅん険な崖のうち、特に危険を伴うおそれのある場所（以下「高所」という。）における作業又は高所におけるその作業の指導監督に従事したとき (4) 地表面下4m以上の深所（以下「深所」という。）における作業又はその作業の深所における指導監督に従事したとき (5) 建築基準法に規定する昇降機又は工作物の検査に従事したとき (6) 潜水による作業又はその作業の潜水による指導監督に従事したとき	日額 330円 （(1)、(3)については地上又は低水位の水面上20mを超える箇所で行われたときは430円） (6)日額 700円 （潜水深度30mを超える時は1,400円）
用地取得 等交渉手 当	知事が指定する行政機関等に勤務する職員	庁舎外において農業土木事業、土木事業又は県営住宅事業の施行に伴う用地の取得若しくは使用、補償若しくは住宅の建替えのための交渉又は土地改良事業の施行に伴う換地のための交渉のうち知事が指定するものに従事したとき	日額 700円 （ただし、正規の勤務時間以外の時間又は休日等の正規の勤務時間での交渉800円加算）
水上作業 手当	当該業務に従事する職員	(1) 水上における灯浮標の設置、交換、撤去若しくは修理又は蓄電池の交換の作業に従事したとき (2) 水上におけるダム管理のために浮遊物の除去作業に従事したとき (3) 水上における水質又は汚泥等の調査研究のうち、知事が指定する作業に従事したとき	日額 280円
道路管理 作業手当	右記業務に従事する職員	交通を遮断することなく行う道路の維持・修繕等の作業のうち知事が指定するもの	日額 300円
除雪作業 手当	当該業務に従事する職員	知事が指定する除雪等の作業に従事したとき	日額 450円 （作業の全部又は一部が午前0時から午前7時までの間に行われたとき1,050円、特に困難を伴う作業200円加算）

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
水防災害 応急作業 手当	知事が指定する行政機関に勤務する職員	道路、河川の堤防等のうち、豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある堤防等において行う巡回監視又は当該堤防等における重大な災害が発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査（以下「応急作業等」という。）に従事したとき	巡回監視 日額 450円 応急作業等 日額 650円 （日没時から日出までは600円加算） （知事が著しく危険であると認める区域内の作業は100/100加算）
公物管理 作業手当	当該業務に従事する職員	庁舎外において、道路、河川等の管理上必要な調査等のうち著しく困難を伴うもの、県営住宅の明渡しに関する作業のうち知事が指定するもの又は代執行に従事したとき	日額 280円
交代制変 則勤務等 手当	当該業務に従事する職員	(1) 正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が午後10時から翌日の午前7時までの間において行われる業務に従事したとき (2) 正規の勤務時間（休日等に割り振られた勤務時間を除く）以外の時間に行われる知事の指定する業務に従事したとき (3) 勤務の一部又は全部が12月29日から翌年1月3日までの間において行われる知事の指定する業務に従事したとき	(1) 2時間未満 1回 500円 2時間以上 1回 600円 全時間 1回 1,100円 (2) 1回 1,620円 (3) 3,500円、3,100円

【技能労務職】

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
狂犬病予 防等作業 手当	健康福祉事務所又は動物愛護センターに勤務する環境衛生技術員	狂犬病予防等のため、予防注射、検診、野犬の捕獲又は個別訪問等の作業に従事したとき	日額 1,000円
家畜ふん 尿取扱作 業手当	県立農林水産技術総合センターに勤務する試験研究技術員その他知事が指定する職員	家畜のふん尿の処理作業に1日2時間以上従事したとき	日額 280円
衛生検査 作業手当	右記の業務に従事した職員	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症の病原体又は結核菌の検菌又は培養の作業 (2) 人体から採取した検体の検査のうち知事が指定するもの	日額 900円

※ 上記以外の手当については、一般職員の例による

【企業庁】

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
特殊現場作業手当	当該業務に従事する職員	(1) ダム建設について特に危険な作業又はその指導監督 (2) トンネルの坑内における作業又はその指導監督 (3) 地上若しくは低水位の水面上10mを超える高所又はしゅん険な崖のうち、特に危険な場所における作業又はその指導監督 (4) 地表面下4m以上の深所における作業又はその指導監督	日額 330円 ((1) 及び (3) で地上又は低水位の水面上20mを超える箇所で行われたときは430円)
水上作業手当	当該業務に従事する職員	水上における船舶を利用して行う浮遊物の除去作業、水質調査のための採水作業及び灯浮標の管理業務のうち、企業庁長の指定したもの	日額 280円
用地取得等交渉手当	地方機関に勤務する職員	庁舎外における用地の取得若しくは使用又は補償のための交渉	日額 700円 (正規の勤務時間外 (休日の正規の勤務時間を含む。) に交渉した場合800円を加算)
発電業務手当	当該業務に従事する職員	発電所における水力発電に関する保守及び監視の業務	日額 300円
水道業務手当	当該業務に従事する職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が、午後10時から翌日の午前5時までの間において行われる水道用水又は工業用水の供給に関する機械及び施設の運転・保守・監視の業務	1勤務 770円 (1人勤務の場合960円)
管路巡視等作業手当	当該業務に従事する職員	水道用水又は工業用水の供給に関する管路の保守及び巡視並びに水源池の管理の現場作業	日額 200円
水質検査作業手当	当該業務に従事する職員	水質検査作業のうち、毒物、劇物及び特定毒物を使用して行う加熱分解又は抽出の作業	日額 280円

【病院局】

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
精神結核保健業務手当	当該業務に従事する職員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による調査若しくは診察、診察の立会い又は入院措置をするための護送	日額 330円
放射線作業手当	当該業務に従事する職員	(1) エックス線その他の放射線を人体に対して照射する業務 (2) 放射性物質を用いた撮影及び治療業務	日額 900円 (1ヶ月当たりの放射線被ばく量が基準以上の場合、別途月額7,000円)

手当の 名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価
結核病棟 等勤務手 当	(1) 病院に勤務する医師、保育士若しくは作業療法士である職員又は看護業務の補助に従事する職員	(1) 結核病棟、感染症病棟、精神科病棟における結核患者、感染症患者又は精神科患者の診療、保育若しくは作業療法又は看護業務の補助	1日につき、給料及びこれに対する地域手当の月額合計額に4/100を乗じた額に次の調整数を乗じた額を21で除して得た額 (1) 院長の職にある医師、自動車運転員、洗濯長、主任洗濯員又は洗濯員 … 1 (2) 上記以外の医師、保育士若しくは作業療法士又は看護業務の補助に従事する職員 … 2
	(2) 県立淡路病院に勤務する自動車運転員	(2) 精神科患者を輸送するための自動車運転の業務	
	(3) 県立光風病院・柏原病院の洗濯長、主任洗濯員又は洗濯員	(3) 洗濯の業務	
感染症防疫作業手当	当該業務に従事する職員	感染症患者の救護又は感染症の病原体の付着した物件の処理	日額 300円
衛生検査作業手当	当該業務に従事する職員	(1) 人体から採取した検体の検査	日額 900円 (補助業務：日額300円)
		(2) (1)の補助作業	
解剖等作業手当	職員（医師・歯科医師職給料表の適用を受ける職員を除く。）	人の死体の解剖補助作業	日額 1,600円
看護業務手当	病院に勤務する看護師、准看護師	(1) 光風病院及びその他の病院の結核病棟等における結核病患者、感染症患者又は精神科患者の看護業務	(1)月額 21,500円
		(2) ICU（集中治療室）等における重症患者の看護業務	(2)月額 6,500円
精神科病院勤務手当	光風病院に勤務する職員で精神科患者に接することを常例とする者	—	月額 4,400円
教務手当	次の学校に勤務する職員 ・柏原看護専門学校 ・淡路看護専門学校	入所中の講習生等に対する実習、授業その他の教務	月額 26,100円
夜間看護等手当	病院に勤務する看護師（看護業務の補助に従事する者を含む）等	(1) 正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日午前5時までの間）に行われる看護等の業務	深夜の一部を含む勤務 ・深夜勤務が4時間以上 1回 3,500円 ・深夜勤務が2時間以上4時間未満 1回 3,100円 ・深夜勤務が2時間未満 1回 2,200円 ・深夜の全部を含む勤務 1回 6,800円
		(2) 勤務の一部又は全部が12月29日から翌年の1月3日までの間の日において行われる業務	勤務 1回 3,500円 宿日直 1回 3,100円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
交代制変則勤務等手当	当該業務に従事する職員	(1) 正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が午後10時から翌日の午前7時までの間において行われる業務	(1) 2時間未満 1回 500円 2時間以上 1回 600円 全時間 1回 1,100円
		(2) 正規の勤務時間以外の時間に行われる救急医療その他管理者の指定する業務	(2) 1回 1,620円
診療応援手当	医師・歯科医師職給料表の適用を受ける職員	県立病院相互の間等で行う診療の応援の業務（入院患者の病状の急変等に対処するための当直勤務を含む。）	(1)当直勤務以外 従事時間数 3時間以上 1回15,000円 3時間未満 1回 9,000円 (2)当直勤務 従事時間数 5時間以上 1回7,000円 5時間未満 1回3,500円
特殊診療手当	(社)日本麻酔科学会が認定する指導医、専門医、認定医又は厚生労働省が認定する標榜医の資格を有する職員	マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔業務	(1)指導医・専門医 4時間超 1件 6,800円 2時間超4時間まで 1件 4,600円 2時間まで 1件 3,800円 (2)認定医・標榜医 4時間超 1件 3,400円 2時間超4時間まで 1件 2,300円 2時間まで 1件 1,900円
		医師である職員	「ハイリスク分娩（妊娠）管理加算」の対象症例に該当する患者の分娩（妊娠）管理業務又は「母体・胎児集中治療室」に収容する患者の分娩（妊娠）管理業務
		正規の勤務時間（休日等に割り振られた勤務時間を除く。）以外の時間における分娩業務	1分娩につき 10,000円

【教育委員会】

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
特殊業務手当	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校に勤務する職員	次の業務で、心身に著しい負担を与えると認めるもの (1) 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの ① 非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務 ② 非常災害時における学校に設置された避難所の運営等の救助の業務 ③ 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務 ④ 児童又は生徒に対する緊急の補導業務 (2) 修学旅行、林間学校、臨海学校等において、児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの (3) 対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの、又は週休日若しくは休日等に行うもの (4) 学校の管理下において行われる部活動における児童又は生徒に対する指導業務で、週休日、休日等又は半日勤務時間を割り振られている日に行うもの (5) 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務	(1)①日額 3,200円 重大な災害で、週休日又は休日等の場合 4,000円 (8時間を超えた場合2,000円加算) ②人事委員会の承認を得て規則で定める額 ③日額 3,000円 ④ " 3,000円 (2)日額 2,000円 (3) " 1,700円 (4) " 1,200円 (5) " 900円
教育業務連絡調整手当	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校に勤務する教諭のうち、その職務が困難である職務を担当する主任等	(1) 主任等で、教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言 (2) 市若しくは町又は組合の教育委員会が定める学校の管理運営に関する教育委員会規則の規定により置かれる主任等で(1)と同様の職務	日額 200円
多学年学級担当手当	小学校又は中学校の2の学年児童又は生徒で編成されている学級における授業又は指導を担当する職員	—	日額 290円
夜間学級担当手当	夜間学級を置く中学校に勤務する教頭、教諭及び助教諭である職員のうち、夜間に勤務することを本務とする職員	—	給料（教職調整額を含む）月額10/100（管理職手当を受けるとは8/100）

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
昼夜間等兼務手当	当該業務に従事する教頭、主幹教諭、教諭及び講師	(1) 昼間課程の授業を本務とする者 夜間課程の授業又は通信教育の面接指導の業務 (2) 夜間課程の授業を本務とする者 昼間課程の授業又は通信教育の面接指導の業務	1時間 2,800円
舎監手当	正規の勤務時間以外の時間に特別支援学校又は高等学校の寄宿舎において舎監として舎務に1時間以上従事した昼間課程又は夜間課程の授業を本務とする職員	(1) 特別支援学校の舎監業務 (2) 高等学校の舎監業務	(1) 1回 2,000円 (2) " 1,200円
農業実習指導手当	農業に関する学科を置く高等学校に勤務する職員	宿直勤務又は日直勤務中における農業実習についての生徒の指導	1回 1,100円 (業務が5時間未満の場合 550円)
夜間定時制勤務手当	県立高等学校に勤務する事務職員のうち、夜間課程を置く高等学校に勤務する者で正規の勤務時間が夜間にあるもの	夜間課程の業務	日額 250円
特別支援学校業務手当	行政職員等のうち特別支援学校に勤務する者	児童及び生徒の教育に付随する業務	月額 4,700円

【警察本部】

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
1号刑事作業	(1) 捜査本部において当該作業に専従する職員として登録した者	犯罪の予防及び捜査並びに被疑者の逮捕の作業 (警察庁舎内における作業については、被疑者等の取調べに限る。)	(1) ・捜査本部が設置されてから30日間 日額 840円 ・その他の期間 日額 560円 (2)日額 560円
	(2) 当該作業に専従する職員として登録した者 (1)を除く。)		

手当の 名称	主な支給対象 職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価
1号の2 銃砲等特 別作業	当該作業に従事す る職員	(1) 現に被疑者が銃砲又は爆発物（以下「銃砲等」という。）を使用している事件現場における犯罪の捜査又は被疑者の逮捕の作業	(1) ・固定配置以外の場合 日額 1,640円 ・固定配置の場合 日額 1,100円
		(2) 現に銃砲等を所持する被疑者の逮捕の作業（(1)を除く。）	(2) ・固定配置以外の場合 日額 1,100円 ・固定配置の場合 日額 820円
		(3) 銃砲等が使用された暴力団抗争事件において固定配置による犯罪の予防の作業	(3)日額 820円
1号の3 海外犯罪 情報収集 作業	当該作業に従事す る職員として警察 本部長が指定する 者	犯罪情報の海外における収集作業	日額 1,100円
2号 鑑識作業	当該作業に専従す る職員として登録 した者	指紋、手口、足こん跡、写真等を利用して行う犯罪鑑識又は理化学、法医学、心理学若しくは銃器弾薬等の知識を利用して行う鑑定の作業	現場鑑識 日額 560円 その他の鑑識 日額 280円
3号 自動二輪 車等運転 作業	当該作業に専従す る職員として登録 した者	高速道路等以外の道路における交通取締用自動車及び無線自動車の事件・事故等に伴う緊急走行運転作業(交通捜査作業に該当するものを除く。)	(1)自動二輪車の運転 日額 560円 (2)無線自動車の運転 日額 420円
4号 特殊車運 転作業	当該作業に専従す る職員として登録 した者	運転免許試験場の施設外において行う運転免許試験車の運転作業	日額 300円
5号 警察用船 舶運航作 業	当該作業に専従す る者	警察用船舶の緊急配備、事件・事故等の現場、水難救助の訓練における運航作業	日額 250円
6号 交通捜査 作業	当該作業に専従す る職員として登録 した者	道路上における人の死傷（軽傷は除く。）を伴う交通事故事件、悪質又は危険な交通法令違反の捜査及び暴走族の取締の作業、前記作業に伴う交通整理、歩行者の保護活動、渋滞時の交通誘導、緊急時の避難誘導等の作業	日額 高速道路等 ・夜間の交通捜査 1,260円 ・昼間の交通捜査 840円 ・交通整理 460円 その他の道路 ・夜間の交通捜査 840円 ・昼間の交通捜査 560円 ・交通整理 310円

手当の 名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価
8号 警ら作業	当該作業に専従する職員として登録した者	事件・事故等の現場における警ら作業	日額 340円
11号 看守作業	当該作業に従事する職員	看守作業	日額 250円
12号 立入検査 作業	当該作業に従事する職員で本部長が指定する者	火薬類又は高圧ガスの取締りのための立入検査の作業	日額 280円
13号 潜水作業	当該作業に従事する機動隊員又は当該作業に必要な技術を有する職員で本部長が指定する者	潜水作業	日額 450円
14号 災害救助 作業、救 助作業	当該作業に従事する職員又は当該作業に必要な技術を有する職員で本部長が指定する者	危険を伴う救助作業	日額 ・災害現場における 災害救助 840円 （立入禁止区域内 等で行う場合840 円加算） ・その他 450円
15号 死体取扱 作業	(1) 当該作業に専従する職員として登録した者	(1) 検視及び解剖立会の作業	(1) 日額 3,200円
	(2) 当該作業に従事する職員 （(1)を除く。）	(2) 死体取扱作業	(2) 日額 ・解剖補助及び損 傷著しい死体取 扱い 3,200円 ・その他 1,600円
16号の2 国際緊急 援助活動 業務	当該業務に従事する職員で本部長が指定する者	国際緊急援助隊の派遣に関する法律第2条に規定する国際緊急援助活動業務	日額 4,000円 （心身に著しい負担 の場合2,000円以内 で加算）
16号の3 警護等作 業	(1) 当該作業に専従する職員として登録した者	(1) 側近警衛又は身辺警護の作業	(1) 日額 ・天皇等の警衛 1,150円 ・その他の警護対 象者の警護 640円
	(2) 当該作業に従事する職員	(2) 核原料物質等を輸送する車両に追従し、又は先導して行う輸送警備作業	(2) 日額 640円

手当の 名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価
17号 夜間特殊 業務	当該業務に従事する職員で本部長が指定する者	正規の勤務時間による勤務が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）において行われる業務	深夜の全部 1回 1,100円 深夜の一部 2時間以上 1回 730円 2時間未満 1回 410円
18号 爆発物処 理等作業	(1) 当該作業に従事する職員として登録した者	(1) 爆発物又はその疑いのある物の処理作業	(1) 1件 5,200円
	(2) 当該作業に従事する職員	(2) 特殊危険物質等に対して直接行う検知、鑑識、鑑定、収容、除去その他の警察活動又は容器等に封入されている特殊危険物質等に対して行う鑑識、収容、移動等に係る作業	(2) ・特殊危険物質等が発散又は漏えいしている現場において行う作業 1件 4,600円 ・特殊危険物質等が発散又は漏えいするおそれのある現場において行う作業 1件 2,600円
	(3) 当該作業に従事する職員	(3) 特殊危険物質による被害の危険がある区域内で行う作業（(2)を除く。）	(3) 1件 250円
22号 航空従事 者の業務	当該業務に従事する職員として登録した者	航空従事者の業務	(1)事業用操縦士 月額 92,200円 （搭乗した場合1時間につき3,400円加算） (2)自家用操縦士 月額 67,600円 （搭乗した場合1時間につき3,400円加算） (3)航空整備士 月額 27,100円 （搭乗した場合1時間につき2,200円加算）
23号 航空機搭 乗作業	当該作業に従事する職員（22号の業務を除く。）	航空機に搭乗して行う作業	1時間 1,900円 （航空機から降下して行う作業は1日870円加算）
25号 緊急呼出 夜間処理 作業	当該作業に従事する職員のうち本部長が指定する者	突発的に発生した事件・事故に伴い、正規の勤務時間以外の時間に緊急の呼び出しを受け、夜間における犯罪の予防及び捜査並びに被疑者の逮捕の作業、鑑識・鑑定の作業、交通捜査作業及び爆発物処理等の作業	1回 1,240円

【兵庫県人事委員会の業務の運営の状況】

I 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

本委員会では、平成19年10月12日、県議会議長及び知事に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行った。その概要は以下のとおりである。

1 改定の基本的な考え方

職員の給与については、民間従業員の給与との均衡を図るため、公民較差を基本に、国家公務員及び他の地方公共団体の職員との均衡等を考慮して改定する必要がある。

2 職員の給与等

給与勧告の対象とされている職員約55,000人について「平成19年職員給与実態調査」を実施した。

ア 平均給与月額（平成19年4月1日現在）

職員の平均給与月額は、給料390,065円、扶養手当10,689円、地域手当32,787円、その他手当34,436円、計467,977円となっている。

イ 職員数及び職員構成（平成19年4月1日現在）

職員は、総数55,465人、平均年齢43.5歳、平均経験年数21.6年となっている。

【表1】 職員の給料表別平均給与額（平成19年4月1日）

項目 給料表	1人当たり平均給与月額							
	給 料	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	管 理 職 手 当	そ の 他 の 手 当	計
行政職	円 362,416	円 11,236	円 31,664	円 4,812	円 15,003	円 8,953	円 3,110	円 437,194
研究職	418,970	14,797	34,425	5,625	17,975	11,073	3,138	506,003
医師・歯科医師職	535,067	13,278	62,466	5,541	17,922	68,683	171,155	874,112
看護職	383,153	4,333	38,618	3,033	8,915	2,571	20,059	460,682
警察職	349,593	14,015	32,837	4,424	14,973	1,274	9,984	427,100
大学教育職	(12,918) 485,797	12,354	38,138	8,472	14,437	4,018	690	563,906
高等学校教育職	(22,774) 428,047	12,016	33,961	4,777	10,408	2,918	23,330	515,457
中・小学校教育職	(16,030) 404,533	8,389	32,633	4,416	7,396	5,512	17,306	480,185
任期付研究員	336,000	0	33,600	0	0	0	5,320	374,920
特定任期付職員	852,000	0	85,200	0	0	0	0	937,200
一般任期付職員	248,600	0	12,430	0	16,505	0	0	277,535
職員平均値	(10,704) 390,065	10,689	32,787	4,590	10,929	4,921	13,996	467,977

（注）給料の欄の（ ）内は、「給料の調整額」及び「教職調整額」を内書で示している。

【表2】 給料表別職員数等（平成19年4月1日）

	行政職	研究職	医師・歯科 医師職	看護職	警察職	大学 教育職	高等学校 教育職	中・小学校 教育職	任期付 研究員	特定任期 付職員	一般任期 付職員	計
人員 (人)	10,084	269	36	30	11,444	550	8,425	24,624	1	1	1	55,465
平均年齢 (歳)	43.6	45.6	49.8	48.1	39.6	47.2	46.1	44.4	30.0	64.0	34.0	43.5
平均経験 年数(年)	22.1	22.6	24.9	27.7	19.0	23.3	23.4	21.9	8.0	40.0	8.0	21.6

3 民間の給与等

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内民間事業所1,902のうちから抽出した344の事業所を対象に「平成19年職種別民間給与実態調査」を実施し、県職員の職務と類似する職務に従事する者78職種、約16,000人について、平成19年4月分の給与月額等を調査した。

4 平成19年度の改定

ア 公民較差

区 分	民間従業員の給与 (A)	職員の給与 (B)	較 差 (A) - (B)
金 額 (率)	425,798円	425,933円 [426,979円]	△135円 (△0.03%)
			[△1,181円 (△0.28%)]

[] 内は管理職手当の減額措置がないものとした場合

(注) 1 (A)、(B)のいずれも本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

2 本県においては、職員の給与等に関する条例(昭和35年兵庫県条例第42号)附則第24項により、管理職手当を100分の10減額している。

イ 月例給

公民較差は極めて小さいことから、月例給の改定を見送ることとした。

ウ 期末・勤勉手当等

年間支給月数の引上げ：現行4.45月分→4.50月分(12月期の勤勉手当を+0.05月)

[一般職員の場合の支給月数]

		6月期	12月期	計
19年度	期末手当	1.40月	1.60月	3.00月
	勤勉手当	0.725月	0.775月 (現行0.725月)	1.50月 (現行1.45月)
計		2.125月	2.375月 (現行2.325月)	4.50月 (現行4.45月)

[参考] 職員1人当たりの改定状況

(行政職：平均年齢 43.7歳、平均経験年数 22.2年)

	月例給与	期末・勤勉手当	年間給与	年間給与の増減
改定前	425,933円	4.45月	7,023,000円	21,000円 (0.3%)
改定後	425,933円	4.50月	7,044,000円	

5 平成20年度の改定

ア 月例給

① 初任給基準

民間の状況、国及び他の都道府県の状況を考慮し、適切な水準の確保を図るため、所要の措置を講じる必要がある。

② 昇格の基準

国及び他の都道府県の状況を考慮して、適切な水準の確保を図るため、所要の措置を講じる必要がある。

③ 給料表

全給料表について、国家公務員の俸給表に準じて改定する必要がある。

④ 扶養手当

民間の支給状況や少子化対策を推進している状況を考慮して国に準じた改定を行う必要がある。
・子等の支給月額を500円引上げ(現行6,000円→6,500円)

⑤ 地域手当

民間給与の状況、国及び他の地方公共団体の支給状況、合併市町の状況、これまでの本県の実情を考慮して適切な措置を講じる必要がある。

また、地域手当に関連する他の手当との整合性について所要の調整を行う必要がある。

〔調査分析結果〕

- ・賃金センサス試算：平成6年から平成15年までのデータを平成18年まで延長して試算した場合、阪神地域において、一部、支給割合が変動する結果となることが認められる。
- ・民調及び独自調査：3級地を100とした場合、3級地と1級地との間は、概ね5%程度の地域間較差が認められた。

イ 期末・勤勉手当等

平成20年度以降、6月期と12月期が均等になるよう配分

〔一般職員の場合の支給月数〕

		6月期	12月期	計
20年度 以降	期末手当	1.40月	1.60月	3.00月
	勤勉手当	0.75月 (¹⁹ 0.725月)	0.75月 (¹⁹ 0.775月)	1.50月
計		2.15月 (¹⁹ 2.125月)	2.35月 (¹⁹ 2.375月)	4.50月

6 その他

ア 住居手当

人事院は、自宅に係る住居手当の廃止も含めて、その見直しに着手すると報告しており、本県においても、国及び他の都道府県の動向に留意する必要がある。

イ 勤務実績の給与への反映

引き続き、取り組んでいく必要がある。

ウ 医師職に対する給与等の措置

さらに検討を進めていく必要がある。

エ 教員給与の見直し

学校教育法改正により、見直しが図られつつあるが、今後の文部科学省の検討状況を注視し、適切に対応していく必要がある。

7 勤務環境の整備

- ・勤務時間の見直しについて、人事院は、来年を目途に、勤務体制等の準備を行った上で、民間準拠を基本として勧告を行いたいと報告しており、本県においても、国及び他の都道府県の動向を注視しながら、国家公務員に準じた職員の勤務時間短縮の取組について、適切な勤務体制等を整えるための具体的準備を行っていく必要がある。
- ・超過勤務縮減及び年次休暇の取得促進について、引き続き取り組んでいく必要がある。
- ・職員の心の健康について、職場全体の課題としての認識のもと、管理監督職が率先して取り組んでいく必要がある。
- ・団塊の世代が大量に定年退職を迎えることから、昨年、職員の計画的採用や退職職員の経験等の活用について報告したところであるが、引き続き取り組んでいく必要がある。また、高齢期の雇用確保策について、国及び他の都道府県の動向に留意し、適切に対応する必要がある。

II 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 職員の採用について

ア 競争試験による採用

職員の採用は、人事委員会が実施する競争試験により行うことが原則であり、本県では上級職、中級職及び初級職に区分して実施している。

平成19年度の受験者数は、計2,170人（上級職1,461人、中級職66人、初級職253人、上級職（経験者）390人）となっている。

(7) 平成19年度の各競争試験の特徴と傾向

a 上級採用試験

全体では受験者数1,461人に対し、最終合格者数は145人で、競争率は前年度を0.9ポイント下回る10.1倍となった。

また、最終合格者に占める女性の割合が49.7%となり、過去最高であった平成18年度の50.0%と同水準となった。

このうち一般事務職では656人が受験し、最終合格者数は40人、競争率は前年度に比べ、0.4ポイント増の16.4倍となった。

なお、今回の試験から、受験資格の年齢要件上限を3歳引き上げることとし、30歳とした。（児童福祉司、獣医師の年齢制限の上限はこれまでどおり34歳）

b 中級採用試験

全体では受験者数66人に対し、最終合格者数は10人で、競争率は前年度を1.6ポイント下回る6.6倍となった。

c 初級採用試験

全体では受験者数253人に対し、最終合格者数は30人で、競争率は前年度を9.4ポイント下回る8.4倍となった。

このうち一般事務職では114人が受験し、最終合格者数は10人、競争率は前年度に比べ12.1ポイント減の11.4倍となった。

d 経験者採用試験（上級）

全体では受験者数390人に対し、最終合格者数は8人で、競争率は前年度を0.7ポイント下回る48.8倍となった。

このうち一般事務職では314人が受験し、最終合格者数は5人、競争率は前年度に比べ、16.6ポイント減の62.8倍となった。

(イ) 平成19年度の各競争試験の日程

区 分	受付期間	第1次 試験日	第1次 試験地	第2次 試験日	第2次 試験地	最終合格 発表日
上 級 採用試験	〈インターネット〉 19. 5. 22～19. 6. 1 〈郵送〉 19. 5. 22～19. 6. 6 〈持参〉 19. 5. 22～19. 6. 11	19. 6. 24	神戸市	19. 7. 17 ～19. 8. 14 のうち指定 する2日	神戸市	19. 8. 27
中 級 採用試験	〈インターネット〉 19. 8. 15～19. 8. 27	19. 9. 23	神戸市	19. 10. 29 ～19. 11. 1 のうち指定 する1日	神戸市	19. 11. 13
初 級 採用試験	〈郵送〉 19. 8. 15～19. 9. 3 〈持参〉 19. 8. 15～19. 9. 6		姫路市 豊岡市			
経験者 採用試験 (上級)	〈インターネット〉 19. 12. 5～19. 12. 18 〈郵送〉 19. 12. 5～20. 1. 4 〈持参〉 19. 12. 5～20. 1. 8	20. 1. 13	神戸市 東京都	20. 2. 2 ～20. 2. 3 のうち指定 する1日	神戸市	20. 2. 14

(7) 平成19年度の各競争試験の受験資格・試験方法

区 分	受 験 資 格	試 験 方 法
上 級 採用試験	<p>1 次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 22歳～30歳(平成20年4月1日現在) ただし、保健師は21歳～30歳、児童福祉司は22歳～34歳、獣医師は24歳～34歳</p> <p>イ 21歳(平成20年4月1日現在)以下の者で、4年制大学等を平成20年3月31日までに卒業又は卒業見込みの者</p> <p>2 保健師、薬剤師、栄養士、児童福祉司、環境科学職、獣医師にあつては、免許・資格取得者(取得見込者を含む。)に限る。</p>	<p>第1次試験</p> <p>教養試験 択一式45題(一部選択解答制) 2時間30分</p> <p>専門試験</p> <p>事務系職種 択一式50題 2時間</p> <p>技術系職種 択一式40題 2時間</p> <p>論文試験 1題 1,200字 1時間30分</p> <p>第2次試験</p> <p>口述試験</p> <p>一般事務職 (個別面接①、個別面接②、個別面接③及びプレゼンテーション試験)</p> <p>一般事務職以外の職種 (個別面接①、個別面接②及びプレゼンテーション試験)</p> <p>適性検査</p>
中 級 採用試験	<p>1 臨床検査技師、診療放射線技師 21歳～26歳(平成20年4月1日現在)</p> <p>2 土木職 20歳～25歳(平成20年4月1日現在)</p> <p>3 土木職にあつては、大学(短期大学を除く。)及びこれと同等と認められる大学校等を卒業した者又は卒業する見込みの者などその在学期間が2年を超える者を除く。</p> <p>4 土木職以外の職にあつては、免許取得者(取得見込者を含む。)に限る。</p>	<p>第1次試験</p> <p>教養試験 択一式50題 2時間</p> <p>専門試験 択一式40題 2時間</p> <p>論文試験 1題 1,200字 1時間30分</p> <p>第2次試験</p> <p>口述試験(個別面接①及び個別面接②)</p> <p>適性検査</p>
初 級 採用試験	<p>18歳～24歳(平成20年4月1日現在) 大学(短期大学を除く。)及びこれと同等と認められる大学校等を卒業した者又は卒業する見込みの者などその在学期間が2年を超える者を除く。</p> <p>定時制・通信制高校在学中の者(既に高卒以上の学歴を有する者を除く。)に限り、18歳～30歳の者。</p>	<p>第1次試験</p> <p>教養試験 択一式50題 2時間</p> <p>専門試験</p> <p>技術系職種 択一式40題 2時間</p> <p>論文試験 1題 1,200字 1時間30分</p> <p>第2次試験</p> <p>口述試験(個別面接①、個別面接②)</p>
経験者 採用試験 (上級)	<p>28歳～34歳(平成20年4月1日現在)</p>	<p>第1次試験</p> <p>一般常識試験 択一式40題 2時間</p> <p>論文試験 2題 各900字 2時間</p> <p>第2次試験</p> <p>口述試験(個別面接①、個別面接②及びプレゼンテーション試験)</p> <p>適性検査</p>

(イ) 平成19年度の各競争試験の実施状況

試験 区分	職 種	採 用 予定数	申 込 者数	第1次試験		第2次 試 験 受験者数	最 終 合格者 数：B	競争率 (A/B)	採用 者数	辞退 者数	
				受験者数:A	合格者数						
上 級	一般事務職	35	926	656	120	98	40	16.4	30	10	
	警察事務職	12	174	136	45	41	15	9.1	13	2	
	教育事務職	5	79	60	15	12	5	12.0	4	1	
	保健師	2	49	37	6	5	2	18.5	2	0	
	薬剤師	11	75	63	33	29	11	5.7	10	1	
	栄養士	4	160	124	12	9	4	31.0	4	0	
	児童福祉司	1	26	22	3	3	1	22.0	1	0	
	環境科学職	8	66	54	27	24	9	6.0	8	1	
	農学職	5	56	45	18	16	6	7.5	5	1	
	農業土木職	2	12	11	6	5	2	5.5	2	0	
	林学職	2	22	19	6	5	2	9.5	2	0	
	水産職	2	24	16	6	6	2	8.0	2	0	
	獣医師	9	23	18	18	16	12	1.5	6	6	
	土木職	(一般土木)	10	82	51	33	31	11	4.6	10	1
		(造園)	1	18	12	3	3	1	12.0	1	0
	建築職	(一般)	4	25	21	15	15	4	5.3	4	0
		(警察)	1	0	0	0	0	0	—	—	—
	機械職	3	21	14	9	6	3	4.7	2	1	
	電気職	3	25	20	12	10	4	5.0	4	0	
	小中学校事務職	9	103	82	33	31	11	7.5	11	0	
計	129	1,966	1,461	420	365	145	10.1	121	24		
中 級	臨床検査技師	4	53	41	12	12	4	10.3	3	1	
	診察放射線技師	4	28	22	15	14	5	4.4	4	1	
	土木職	1	3	3	3	3	1	3.0	1	0	
	計	9	84	66	30	29	10	6.6	8	2	
初 級	一般事務職	8	134	114	30	29	10	11.4	8	2	
	警察事務職	4	53	49	15	14	5	9.8	4	1	
	教育事務職	1	6	5	3	3	1	5.0	1	0	
	土木職	1	6	5	3	3	1	5.0	1	0	
	小中学校事務職	8	92	80	39	37	13	6.2	11	2	
	計	22	291	253	90	86	30	8.4	25	5	
経 験 者 級	一般事務職	5	417	314	18	18	5	62.8	4	1	
	土木職	2	79	65	6	6	2	32.5	2	0	
	建築職	1	12	11	3	3	1	11.0	1	0	
	計	8	508	390	27	27	8	48.8	7	1	
合 計	168	2,849	2,170	567	507	193	11.2	161	32		

イ 選考による採用

選考は、特定の者が当該職にふさわしい能力を有しているか否かを競争試験以外の方法によって判定する手続であり、国や他の地方公共団体との人事交流や、欠員の発生などにより早急に補充する必要が生じる職、競争試験を行っても十分な競争者が得られない職などについて行っている。

なお、一部の職については、公募による採用選考試験により選考候補者を決定した上で、選考を行っている。

また、医師・歯科医師職1～2級、看護職1～4級、警察職1級の職員の選考による採用の権限は、各任命権者に委任している。

(7) 採用選考実施状況（職級別：職級毎の主な職については、64～65ページを参照）

人事委員会が平成19年度に採用選考を行った職員数は、次のとおりである。

a 行政職 (人)

任命権者	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	特10級	計
知事部局	(6) 6	0	14	7	8	2	6	0	1	1	(6) 45
教育委員会	(1) 1	0	12	0	15	10	5	0	0	0	(1) 43
警察本部	0	0	0	1	3	1	1	0	0	0	6
病院局	(6) 6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(6) 6
計	(13) 13	0	26	8	26	13	12	0	1	1	(13) 100

b 研究職 (人)

任命権者	1級	2級	3級	4級	5級	計
知事部局	0	(2) 2	0	0	0	(2) 2
警察本部	0	(2) 2	0	0	0	(2) 2
計	0	(4) 4	0	0	0	(4) 4

c 医師・歯科医師職 (人)

任命権者	3級	4級	計
知事部局	2	0	2
病院局	18	5	23
計	20	5	25

d 警察職 (人)

任命権者	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	計
警察本部	3	16	7	9	5	5	1	1	47

※ () 内は公募による採用選考試験により選考を行った者を内書きした。

平成18年度実施の採用選考試験合格者で、平成19年度に当該免許を取得した者1名を含む。

※ 次表(i)の合格者数20名のうち、辞退者及び平成20年度に当該資格を取得した精神保健福祉相談員2名及び臨床工学技師1名を除く16名について、平成19年度に選考を行った。

※ 甲板員等の海技職(行政職)への職種転換に係る選考試験を、知事・教育委員会に委任して実施し、その合格者(知事部局20名、教育委員会2名)を選考した。

(イ) 平成19年度職員採用選考試験実施状況

実 施 日	職 種	区分	採用 予定 者数	受 験 者 数	合 格 者 数	採 用 者 数	辞 退 者 数
19.9.10 (一部職種は 19.9.10及び 19.10.4)	産業技術職（有機材料系）	上級	1	11	1	1	0
	産業技術職（機械工学系）	〃	1	7	1	1	0
	精神保健福祉相談員	〃	3	27	3	(2)1	0
	理化学職（物理）	〃	1	8	1	1	0
	理化学職（心理）	〃	1	18	1	1	0
	臨床工学技士	中級	6	37	6	(1)5	0
19.9.10	児童自立支援専門員〔特別選考〕	上級	2	2	2	2	0
19.11.21	事務職 （身体に障害のある人対象）	初級	3	43	3	2	1
20.2.29	海技職（機関）	初級	1	4	1	1	0
20.3.17	物理技師〔特別選考〕	上級	1	1	1	1	0
合 計			20	158	20	(3)16	1
う ち 上 級			10	74	10	8	0
う ち 中 級			6	37	6	5	0
う ち 初 級			4	47	4	3	1

※ 精神保健福祉相談員合格者のうち2名、臨床工学技士合格者のうち1名が、平成20年度の免許取得となったため、（ ）として外書きしている。

(2) 職員の昇任について

本県では、職員の昇任はすべて選考により行っている。

なお、行政職3～6〔3～5〕級、研究職2～3〔2〕級、医師・歯科医師職2級、看護職2～4〔2～3〕級、警察職2～7〔2～3〕級の職員の選考による昇任の権限は、各任命権者に委任している。

なお、〔 〕は平成20年3月31日以前の昇任に係る権限を委任していた級である。

ア 平成19年度の昇任選考の状況（職級別）

人事委員会が平成19年度に昇任選考を行った職員数は、次のとおりである。

(7) 行政職 (人)

任命権者	6級	7級	8級	9級	10級	特10級	その他	計
知事部局	9	113	64	37	13	0	2	238
教育委員会	1	42	13	1	0	0	0	57
警察本部	10	5	1	0	0	0	0	16
議会	0	1	0	0	0	0	0	1
監査委員	0	0	0	1	1	0	0	2
海 区	0	0	0	0	0	0	0	0
企業庁	1	5	0	2	0	0	0	8
病院局	1	10	4	2	0	0	0	17
計	※22	176	82	43	14	0	2	339

※その他・・・防災監、会計管理者

(4) 研究職 (人)

任命権者	3級	4級	5級	計
知事部局	0	6	5	11
警察本部	1	3	1	5
計	※1	9	6	16

(7) 医師・歯科医師職 (人)

任命権者	3級	4級	計
知事部局	0	2	2
病院局	23	19	42
計	23	21	44

(5) 看護職 (人)

任命権者	5級 (旧4級)	6級 (旧5級)	7級	計
知事部局	1	0	0	1
病院局	25	5	2	32
計	26	5	2	33

(7) 警察職 (人)

任命権者	4～7級		8級 (旧6級)	9級 (旧7級)	計
	(旧4級)	(旧5級)			
警察本部	※261	※78	47	32	418

(注) 1 ※は任命権者への昇任に係る権限委任以前に選考を行った数。

2 看護職、警察職の職級上段は平成20年4月1日以降の級、下段は平成20年3月31日以前の級。

(3) 広報等の取り組みについて

優秀な人材を広く募集するため、様々な広報活動等を行っている。

ア 説明会の実施

(7) 大学等での試験説明会

近畿の大学等に職員が出向き、試験制度や採用後の待遇、兵庫県政等について説明を行う試験説明会（学外者も参加可能）を、平成19年度は14か所で開催し、502名が参加した。

(4) 職員ガイダンス

県庁周辺において、大学等での試験説明会の内容に加え、職種別の業務説明や職場見学も行う職員ガイダンスを、平成19年度については、3日間開催し、263名が参加した。

(9) その他

平成20年1月及び3月に、民間主催による企業就職説明会（大阪城ホール（2日間）、神戸サンボーホール（1日間））に出展し、県政と県職員の魅力をPRした。（3日間で282名参加）

イ 兵庫県ホームページ「採用試験ページ」の運営

- ・ 動画による知事メッセージをはじめ、採用試験情報、職種や部局の紹介、職員メッセージ等により、試験や兵庫県に関する情報提供を行っている。平成19年度は約19万件のアクセスがあった。
- ・ 上級、中・初級、経験者採用試験及び身体に障害のある人を対象とした採用選考の受験申込書をダウンロードし、郵送又は持参により申し込めるようにしている。平成19年度はこれによる申込者数が887人で、申込者数全体の30.6%を占めた。また、本ホームページから兵庫県電子申請システムに接続し、インターネットによる受験申込が可能となっている。平成19年度はこれによる申込者が777人で、申込者数全体の26.8%を占めた。

ウ メールマガジン「兵庫県職員採用情報」の配信

採用試験の実施をはじめ、大学説明会、職員ガイダンスの開催案内など、最新の情報を配信している。平成19年度は8回の配信を行い、発行部数は約600部である。

(参考)

行政職級表

級	該当の職
2級	定型的な業務を行う職
3級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職
4級	主任の職など
5級	主査、地方機関の課長補佐の職など
6級	本庁の課長補佐及び係長の職、地方機関の課長の職など
7級	本庁の室長、副課長及び主幹の職、地方機関の副参事、副所長及び主幹の職など
8級	本庁の課長の職又は困難な業務を所掌する室長の職、地方機関の長の職又は県民局の所長の職など
9級	本庁の局長の職、困難な業務を所掌する地方機関の長の職又は県民局の副局長及び部長の職など
10級	本庁の部長の職又は困難な業務を所掌する局長の職、県民局長の職など
特10級	理事の職など

研究職級表

級	該当の職
1 級	上級の研究員の指導監督の下に補助的研究を行う職
2 級	研究員の職など
3 級	試験研究機関の課長の職など
4 級	試験研究機関の長の職、高度の試験研究を行う試験研究機関の部の次長の職など
5 級	高度の試験研究を行う試験研究機関の長、次長及び部長の職など

医師・歯科医師職級表

級	該当の職
1 級	医療業務を行う職
2 級	地方機関の医長の職など
3 級	地方機関の長の職など
4 級	複雑、困難な業務を所掌する地方機関の長の職など

看護職級表

級	該当の職
1 級	准看護師の職
2 級	看護師の職など
3 級	主任の職など
4 級	地方機関の課長の職、主査の職など
5 級	地方機関の副所長の職など
6 級	地方機関の長の職など
7 級	複雑、困難な業務を所掌する地方機関の長の職など

警察職級表

級	該当の職
1 級	巡査の行う職
2 級	巡査長の行う職など
3 級	主任の職、相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う巡査長の職など
4 級	係長の職、困難な業務を行う主任の職など
5 級	困難な業務を行う係長の職など
6 級	警察本部の課長補佐の職、警察署の課長の職など
7 級	困難な業務を行う警察本部の課長補佐の職、困難な業務を行う警察署の課長の職など
8 級	警察本部の次席の職、警察署の副所長の職など
9 級	警察本部の課長の職、警察署の署長の職など

Ⅲ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況

職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則（昭和39年人事委員会規則第15号）に基づき、人事委員会に対して行われた措置要求の平成19年度における係属及び処理状況は次表のとおりであり、繰越係属事案及び新規要求事案のいずれもなかった。

区 分	平成18年度末 (19. 3. 31) 係属件数	平成19年度		平成19年度末 (20. 3. 31) 係属件数
		新規要求件数	終結件数	
給 与	0	0	0	0
勤務時間	0	0	0	0
休 暇	0	0	0	0
そ の 他	0	0	0	0
計	0	0	0	0

Ⅳ 職員に対する不利益な処分についての不服申立ての状況

不服申立審査規則（平成10年人事委員会規則第7号）に基づき、人事委員会に対して行われた不服申立ての平成19年度の係属及び処理状況は次表のとおりであり、平成19年度における新規申立件数は4件、うち2件が平成19年度中に終結し、うち2件が平成20年度に繰り越した。

区 分	平成18年度末 (19. 3. 31) 係属件数	平成19年度		平成19年度末 (20. 3. 31) 係属件数	平成19年度 口頭審理 開催回数
		申立件数	終結件数		
分 限 処 分	免 職	0	0	0	0
	休 職	0	0	0	0
	降 任	0	0	0	0
	降 給	0	0	0	0
懲 戒 処 分	免 職	0	1	0	1
	停 職	0	0	0	0
	減 給	0	1	0	1
	戒 告	0	1	1	0
そ の 他	0	1	1	0	0
計	0	4	2	2	0